「第１回　河内長野市学校教育のあり方検討委員会」次第

日時 ： 令和7年7月22日（火） 午後7時00分
場所 ： 河内長野市役所 5階　501会議室

１．開　　会

２．委嘱状交付

３．教育長あいさつ

４．委員会委員紹介

５．　検討委員会について

６．会長・副会長互選

７．会長あいさつ

８．諮問

９．審議の内容と検討委員会の進め方について
（1）河内長野市学校のあり方の方針
（2）市立小中学校の児童生徒の推移及び見込み
（3）市立小中学校の教育の現状

１０．その他

１１．閉　　会

第１回 河内長野市学校教育のあり方検討委員会会議資料一覧

■ 河内長野市学校教育のあり方検討委員会委員名簿　【資料１】

■ 河内長野市学校教育のあり方検討委員会設置条例　【資料２】

■ 諮問書(写)【資料３】

■ 河内長野市学校のあり方の方針概要版【資料４－１】

■ 河内長野市学校のあり方の方針【資料４－２】

■ 河内長野市立小中学校の児童・生徒数推移推計　【資料５】

■ 河内長野市立小中学校の学級数推移推計　【資料６】

■ 河内長野市立小中学校令和７年度在籍児童生徒数・学級数　【資料７】

■ 河内長野市立小中学校別児童・生徒数推計　【資料８】

■ 河内長野市立小中学校別学級数推計　【資料９】

■ 学校の小規模化による教育上のメリット・デメリット　【資料１０】

■ 河内長野市の学校教育の現状　【資料１１】

【参考資料】

■ 河内長野市立小学校の分布　【参考資料１】

■ 河内長野市立中学校の分布　【参考資料２】

■ 河内長野市の人口推移　【参考資料３】

■ 河内長野市の年次別出生数　【参考資料４】

■ 河内長野市教育大綱　【参考資料５】

■河内長野市教育推進プラン　【参考資料６】

第 1 回

河内長野市学校教育のあり方検討委員会

《会議資料》

河内長野市教育委員会

【資料1】

河内長野市学校教育のあり方検討委員会委員名簿

順不同・敬称略

分 野	氏　　名	現 職 等	備考
学識経験者	みずもと てつや **水本 哲也**	大阪教育大学　教務部　教務課　教育実践アドバイザー	
学識経験者	かたやま しげかず **片山 繁一**	大阪体育大学　教育学部　教育学科　教授	
学校長	もり ちさと **森 知佐登**	市立小山田小学校　校長	
学校長	うえだ こうじ **上田 孔士**	市立東中学校　校長	
PTAの関係者	いのうえ よしみ **井之上 佳美**	市立三日市小学校PTA　会長	
PTAの関係者	こめたに ひとし **米谷 仁志**	市立加賀田中学校PTA　会長	
関係団体の関係者	なかたに えいじ **中谷 栄治**	美加の台中学校学校運営協議会　会長	
市民	ひがし のぼる **東 昇**	公募委員	

【資料2】

河内長野市学校教育のあり方検討委員会設置条例

平成２８年９月２９日

条例第３３号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、河内長野市立小学校及び中学校設置条例（昭和５６年河内長野市条例第１号）に規定する小学校及び中学校の学校教育のあり方を検討するため、河内長野市学校教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育のあり方に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

（組織及び任期）

第３条　委員会は、委員８人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校長

(3) ＰＴＡの関係者

(4) 関係団体の関係者

(5) 市民

３　前項第５号に掲げる者は、公募するものとする。

４　委員の任期は、諮問についての調査、審議及び答申が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集に係る特例）

２　この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第５条第１項の規定にかかわらず、教育長が行う。

【資料３】

河長教委総第７４号
令和７年７月２２日

河内長野市学校教育のあり方検討委員会　様

河内長野市教育委員会

「河内長野市学校のあり方の方針」の改訂について（諮問）

河内長野市学校教育のあり方検討委員会設置条例第２条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

１．諮問事項

学校が小規模化する状況において、平成３１年４月策定の「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえた今後の学校施設配置のあり方と方策について

① 学校の更なる小規模化による学校施設への影響と対応

② 学校と地域との連携

２．諮問事由

本市では、「ふるさとのつながりによる豊かな学び～輝く人づくりのために～」を河内長野市教育大綱の基本理念とし、「学校を地域の学びの核とした教育総合コミュニティの構築」を目指して学校教育に取り組んできました。

市内の児童・生徒数が年々減少し学校が小規模化する状況を踏まえ、平成３０年１月の「河内長野市学校教育のあり方」答申に基づき、教育水準の維持向上を図るための教育施策や学校施設について、平成３１年４月に「河内長野市学校のあり方の方針」を策定し、施設一体型小中一貫教育推進校や学校施設の複合化に取り組んできました。

しかしながら、本市においては、児童・生徒が減少し、学校の小規模化も進み、今後、学校の教育活動にもさまざまな影響を及ぼすことが懸念されるところです。

そこで、更に学校が小規模化する中、地域の教育力の活用や地域の特性に応じた、子どもたちにとってよりよい学校施設配置のあり方について、「河内長野市学校のあり方の方針」の改訂を諮問するものです。



河内長野市学校のあり方の方針　概要版

【資料４－１】



１．学校を取り巻く現状と河内長野市の教育

（１）学校を取り巻く現状

①小中学校の児童生徒数の減少

小学校　H37：4,099 人（ピーク時の 41.2%）　中学校　H37：1,979 人（ピーク時の 35.7%）

②学校の小規模化の進行

・市街地部（長野・千代田・三日市地区の中学校区）については、児童生徒数を確保でき、大きな増減はない。
・市街地周辺部の中学校区は、児童生徒数の減少が顕著となり、一部単学級化が見られ、学校の小規模化が進んでいる。

③中学校区ごとの多様性

・広大な市域の面積
・市街地部から市街地周辺部までの多様な生活環境

→ ・地域コミュニティの核として学校が担う役割など地域ごとに様々な特性が見られる

（２）河内長野市の教育

「河内長野市教育大綱」
基本理念
～ふるさとのつながりによる豊かな学び～

・学校運営協議会の設置
・小中一貫教育の導入
・英語教育の推進など

２．本市教育における課題

（１）学校の小規模化における課題

・小・中学校では、一定の集団規模が確保されることが望ましい。
・学校が小規模化することにより、学習面、生活面、運営面において教育上の様々なメリット・デメリットが見られる。

（２）学校の教育における課題

・学校運営協議会と小中一貫教育のそれぞれの取り組みをこれまで以上に発展、連動させ、本市教育の質をさらに高めていくこと。

３．「学校のあり方」の基本的考え方

①標準学級数（12 学級から 18 学級）を適正規模としながら、適正規模を確保するだけでなく適正配置についても十分配慮していく。
②学校が小規模化した場合、教育効果の低下等のデメリットを解消するため、メリットを最大限に引き出す取り組みを強化できるかどうかを総合的に判断し、小規模校のまま存続させることが可能か十分検討する。
③小規模校を現状のまま存続させる限度は、小学校は複式学級となる段階、中学校は、６学級を下回り単学級が生まれる段階を一定の目安とする。
④ふるさと学と英語教育をさらに発展させることがグローバル化する社会で活躍するために必要な資質・能力の育成に有益である。
⑤適性配置を考える上で、学校運営協議会制度の導入や小中一貫教育の取り組み、また、中学校区における小中学校間での連携や連続性を図る取り組みを継続し発展させることがより良い教育活動の充実につながる。

４．学校の小規模化への対応策

（１）学校の統廃合

小規模化が進む学校は、地域性も異なり、通学路の状況、通学距離などにも課題があり、適正規模を確保するための安易な統廃合はできない。
平成３７年度までは、地域とのつながりによる教育の観点に立ち、学校の小規模化に対応する。ただ、人口減少や少子化などがさらに進み、子どもたちの教育に顕著な影響が生ずるおそれが出てきた場合、統廃合についても検討する。

（２）学校施設の複合化

学校は、子どもの学びの場にとどまらず、人が行き交い、つながりが生まれる地域の拠点となり得るため、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての環境を整える必要がある。そこで、余裕教室を活用し、社会教育の中核を担う公民館などとの複合化を図り、多様な人が集う学びのためのコミュニティの構築を進め、施設利用者と交流の機会を増やすことで、子どもたちに多様な学習の機会を創出する。

（３）施設一体型の小中一貫校

小中一貫教育を進めていくためには、中学校区の状況に応じて、施設一体型小中一貫校の整備について検討を進める必要がある。その場合、カリキュラムや学校運営について柔軟に運用することが可能となる義務教育学校の検討を併せて進める必要がある。

５．基　本　方　針

（１）長野中学校区（長野中学校・長野小学校・小山田小学校）

・長野中学校区は、適正規模であり、余裕教室がないため、施設は現状維持。
・小中一貫教育については、小中学校間や小学校間の連携を学校規模に応じて推進しており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（２）千代田中学校区（千代田中学校・千代田小学校・楠小学校）

・千代田中学校および千代田小学校は、適正規模であり、余裕教室がないため、施設は現状維持。
・楠小学校は、適正規模であるが、余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合、複合化の検討を行う。
・小中一貫教育については、小中学校間や小学校間の連携を学校規模に応じて推進しており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（３）東中学校区（東中学校・三日市小学校・川上小学校・天見小学校）

・東中学校および三日市小学校は、適正規模であり、余裕教室がないため、施設は現状維持。
・川上小学校は、小規模校で余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合、複合化の検討を行う。
・天見小学校は、児童数の変動を見据えながら、当面の間は現状維持。
・小中一貫教育については、大規模校と小規模校のそれぞれのメリットを生かした取り組み進められているため、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（４）西中学校区（西中学校・天野小学校・高向小学校）

・西中学校は、小規模校であるが、地理的条件や地域の実情を踏まえ、小規模校のメリットを活かしデメリットを克服する対応を行い、施設は現状維持。
・天野小学校および高向小学校については、小規模校で余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合、複合化の検討を行う。
・小中一貫教育については、小規模校のメリットや地域との連携を生かした特色ある教育を進めており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（５）加賀田中学校区（加賀田中学校・加賀田小学校・石仏小学校）

・加賀田中学校は、小規模校であるが、地理的条件や地域の実情を踏まえ、小規模校のメリットを活かしデメリットを克服する対応を行い、施設は現状を維持。
・加賀田小学校および石仏小学校については、小規模校で余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合、複合化の検討を行う。
・小中一貫教育については、小規模校のメリットや地域との連携を生かした特色ある教育を進めており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（６）南花台中学校区（南花台中学校・南花台小学校）

・南花台中学校区は、小規模校であり、さらに小規模化の進展が予想されるため、小中学校の施設を一体とする学校への検討を行う。ただし、地域の実情を踏まえ検討することとする。
・小中一貫教育については、児童生徒数の状況により、学級編制および教職員配置を踏まえ、学校段階間の接続を円滑に行う必要があることから、義務教育学校設置について検討を行う。ただし、義務教育学校の標準学級数（おおむね 18～27 学級）を鑑み、児童生徒数の変動等を踏まえ検討する。

（７）美加の台中学校区（美加の台中学校・美加の台小学校）

・美加の台中学校区は、小規模校であり、さらに小規模化の進展が予想されるため、小中学校の施設を一体とする学校への検討を行う。ただし、地域の実情を踏まえ検討することとする。
・小中一貫教育については、当面の間は小規模校として一定規模の児童生徒数の確保が想定されるため、学級編制および教職員配置を踏まえ、学校段階間の接続を円滑に行う必要があることから、義務教育学校設置について検討を行う。

【資料４－２】

河内長野市学校のあり方の方針

河内長野市教育委員会

平成３１年４月

目次

１．学校を取巻く現状と河内長野市の教育・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
（１）学校を取巻く現状
（２）河内長野市の教育

２．本市教育における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
（１）学校の小規模化における課題
（２）学校の教育における課題

３．「学校のあり方」の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

４．学校の小規模化への対応策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
（１）学校の統廃合
（２）学校施設の複合化
（３）施設一体型の小中一貫校

５．基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
（１）長野中学校区〔長野中学校、長野小学校、小山田小学校〕
（２）千代田中学校区〔千代田中学校、千代田小学校、楠小学校〕
（３）東中学校区〔東中学校、三日市小学校、川上小学校、天見小学校〕
（４）西中学校区〔西中学校、天野小学校、高向小学校〕
（５）加賀田中学校区〔加賀田中学校、加賀田小学校、石仏小学校〕
（６）南花台中学校区〔南花台中学校、南花台小学校〕
（７）美加の台中学校区〔美加の台中学校、美加の台小学校〕

＜はじめに＞

本市は、大阪府の南東端に位置し、大阪都心まで３０分という立地を生かし、昭和 40 年前後からの大規模な住宅団地の開発により、人口が大幅に増加しましたが、平成１２年２月をピークに減少傾向に転じ、少子、高齢化が急速に進んでいます。その影響により、本市歳入における自主財源のほとんどを占める市税収入が減少し、扶助費や介護関係の支出が増加しています。今後も、人口減少に加え、生産年齢人口の減少による市税の減少や、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれます。また、人口急増期に整備された公共建築物をはじめとしたインフラ施設などが更新時期を迎え、その改修などの費用が膨大となることが予測されており、計画的な維持管理・更新を行っていく必要があります。

このようなことから本市では、市が管理している全ての公共施設などを将来も同様に維持することは、困難な状況となっています。そこで、学校施設とインフラ施設を除いた公共建築物について、「河内長野市公共施設再配置計画」を策定し公共建築物の最適化、最小化に向けた方向性を示し、公共施設の総量縮減や複合化、集約化などを図り、持続可能な公共施設づくりに取り組んでいます。

一方、学校施設については、教育委員会にその方針の策定が求められています。そこで、学校が小規模化する中、これまで教育委員会で取り組みを進めてきた、小中一貫教育や学校運営協議会制度などを踏まえ、地域の特性に応じた、子どもたちにとってよりよい学校教育のあり方と方策について、「河内長野市学校教育のあり方検討委員会」に対し諮問し、答申をいただきました。

この答申を受け、本市を取り巻く状況を踏まえ、教育水準の維持向上を図るための教育施策や学校施設について、河内長野市教育委員会としての学校のあり方の方針を策定するものです。

１．学校を取巻く現状と河内長野市の教育

（１）学校を取り巻く現状

① 小中学校の児童生徒数の減少

本市における市立小中学校の児童生徒数は今後も減少を続け、河内長野市第５次総合計画最終年度の平成 37 年度には、小学校児童数はピーク時の 41.2％にあたる 4,099 人となり、中学校生徒数は、国立および私立中学校への進学者を 10％と考慮すれば、ピーク時の 35.7％にあたる 1,979 人になると推計されます。

② 学校の小規模化の進行

児童生徒数の推移を見てみると、市街地部の長野、千代田、三日市地区の中学校区については、一定の児童生徒数を確保し、今後も大きな児童生徒数の増減はありませんが、市街地周辺部の中学校区については、児童生徒数の減少が顕著となり、一部単学級化が見られるなど、学校の小規模化が進んでいます。

③ 中学校区ごとの多様性

本市は広大な面積を有し、市街地部から市街地周辺部まで多様な生活環境を有することから、児童生徒数の差だけでなく、教育面における取り組み、地域との関わり、学校の配置をはじめ、交通状況や学校をとりまく状況、さらには地域コミュニティの核として、学校が担う役割など、地域ごとに様々な特性が見られます。

（２）河内長野市の教育

本市では、「ふるさとのつながりによる豊かな学び～輝く人づくりのために～」を河内長野市教育大綱の基本理念とし、「学校を地域の学びの核とした教育総合コミュニティの構築」を目指し、縦横のつながりによる教育を推進しています。“横のつながり”として学校と家庭・地域が一体となって地域総ぐるみの教育を目指した学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールを、一方“縦のつながり”として小学校から中学校の教育への円滑な接続を目指した小中一貫教育を導入し、教育の一層の充実に努めています。特に小中一貫教育における特徴的な取り組みとして、小学校１年生から英語教育を導入し、小学校から中学校への一貫性のある英語教育を行うことで、グローバル社会で活躍できる有為な人材育成に努めています。

２．本市教育における課題

（１）学校の小規模化における課題

児童生徒が集団の中で、社会性や規範意識が身につき、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが、学校教育のねらいです。こういったことから、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられています。

文部科学省においても、学校が小規模化することにより、学習面、生活面、運営面において教育上の様々なメリット・デメリットが見られるとの指摘があります。これは、本市教育においても同様の課題と言えます。

（２）学校の教育における課題

平成２９年３月に告示された新学習指導要領では、「何を学ぶか」という指導内容の見直しだけでなく、「どう学ぶか」という教育手法に加え、「何ができるか」という社会とのつながりをもとにした人間力や活用力が重視されます。この趣旨を十分理解した上で、学校運営協議会と小中一貫教育のそれぞれの取り組みをこれまで以上に発展、連動させ、本市教育の質をさらに高めていくことが課題です。

３．「学校のあり方」の基本的考え方

本市教育の課題に対し、これまで教育委員会で進めてきた取り組みを踏まえ、地域の特性に応じた、子どもたちにとってより良い学校教育のあり方と方策について、「河内長野市学校教育のあり方検討委員会」に諮問し、答申をいただいたところです。

その答申を踏まえ、次のような基本的考え方のもと学校教育を進めます。

① 学校規模については、国が示している標準学級数（１２学級から１８学級）を適正規模とすることを基本としながら、市域が広い本市では、その地形や地域性による通学路の状況や通学距離などにも課題があることから、適正規模だけでなく適正配置についても十分配慮します。

② 学校が小規模化した場合、適正規模化を図っていく事が基本となりますが、校区の地理的条件や地域性、歴史的経緯に加え、小規模校であることのデメリットを解消するため、メリットを最大限に引き出す取り組みを強化することができるかどうかを総合的に判断し、小規模校のまま存続させることが可能か十分検討を行います。

③ 小規模校ほど、小規模校であることのメリット・デメリットの差が大きくなり、一定の限度を超えるとデメリットが際立つ傾向にあるため、学校が現状のままのかたちで存続する限度については、小学校においては、各学年単学級が複式学級となる段階、中学校においては、６学級を下回り学年に単学級が生まれる段階を一定の目安とします。

④ “郷土「ふるさと河内長野」に誇りを持つという教育”は、グローバルな視野を育む基盤となるものであり、河内長野市が進める、ふるさと学と英語教育をさらに発展させる取り組みが、グローバル化する社会で活躍するために必要な資質・能力の育成に関して有益であると考えます。

⑤ 全小学校への学校運営協議会制度の導入や小中一貫教育の取り組みを進めており、とりわけ地域と学校の密接な協力関係と信頼関係が構築され、教育の質の向上が図られています。一方、中学校区における小学校と中学校では、連携や連続性を図る取り組みが進められています。適正配置を考えるうえでも、この取り組みを継続し発展させることが、子どもたちにとって、より良い教育活動の充実につながると考えます。

４．学校の小規模化への対応策

児童生徒数が減少し、地域によっては著しく学校の小規模化が進む中、「ふるさとのつながりによる教育」を展開していくためには、「地域とのつながりによる教育」により、学校施設を教育総合コミュニティの拠点に位置づけ、次のように対応を進めます。

（１）学校の統廃合

一般的に学校の小規模化を解消するためには、学校の統廃合による適正規模化が考えられます。しかし、河内長野市において、小規模化が進む学校は、それぞれ地域性も異なり、通学路の状況、通学距離などにも課題があり、適正規模を確保するための安易な統廃合はできません。

特に歴史の古い学校にあっては、「ふるさとの学校」として何世代にも渡ってのつながりがあります。

こうしたことから、平成３７年度までは、これまで教育委員会が進めてきた地域とのつながりによる教育の観点に立ち、子どもたちの成長を高めるための教育を確保し、学校の小規模化に対応します。

ただ、人口減少や少子化などがさらに進み、子どもたちの教育に顕著な影響が生ずるおそれが出てきた場合、その影響を克服できる手段が学校統廃合以外にない場合には、教育水準を維持する上で、統廃合についても検討します。

（２）学校施設の複合化

望ましい教育コミュニティづくりを推進していくためには、学校運営協議会制度を運用する中で、取り組みを拡充することが重要です。そのため、学校は、子どもの学びの場にとどまらず、人が行き交い、つながりが生まれる地域の拠点でもあるため、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての環境を整える必要があります。そこで、余裕教室を活用し、社会教育の中核を担う公民館などとの複合化を図ることで、多様な人が集まる学びのためのコミュニティの構築を進めます。

また、児童生徒と地域住民などの施設利用者との交流の機会を増やしやすい状況となることで、子どもたちに多様な学習の機会を創出するなどの教育面の効果が期待でき、小規模校のデメリットを緩和できます。

（３）施設一体型の小中一貫校

本市の小中一貫教育においては、施設分離型の小中一貫教育として取り組みを進めてきました。今後も小中一貫教育の取り組みを継続し、さらに発展させることが重要となります。

次の段階として、小中一貫教育を進めていくためには、中学校区の状況に応じて、施設一体型小中一貫校の整備について検討を進める必要があります。

その場合、小学校６年間と中学校３年間の義務教育９年間をひとつの学校（運営組織）のもとで、カリキュラムや学校運営について柔軟に運用することが可能となる義務教育学校の検討を併せて進める必要があります。

５．基本方針

各中学校区の基本方針を次のように定めます。今後は、この方針に基づきそれぞれの学校の状況を見定め、取り組みを進めてまいります。

（１） 長野中学校区〔長野中学校、長野小学校、小山田小学校〕

○長野中学校区の１中学校２小学校については、適正規模であり、余裕教室がないため、施設は現状を維持する。

○長野中学校区における小中一貫教育については、小中学校間や小学校間の連携を学校規模に応じて推進しており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（２）千代田中学校区〔千代田中学校、千代田小学校、楠小学校〕

○千代田中学校および千代田小学校は、適正規模であり、余裕教室がないため、施設は現状を維持する。

○楠小学校は、適正規模ではあるが、余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合において、複合化の検討を行う。

○千代田中学校区における小中一貫教育については、小中学校間や小学校間の連携を学校規模に応じて推進しており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（３）東中学校区〔東中学校、三日市小学校、川上小学校、天見小学校〕

○東中学校および三日市小学校は、適正規模であり、余裕教室がないため、施設は現状を維持する。

○川上小学校は、小規模校で余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合において、複合化の検討を行う。

○天見小学校については、小規模校であるが、そのメリットを生かし、地域に根ざした特色ある教育を推進する小規模特認校制度が概ねこの機能を果たしており、児童数の変動を見据えながら、当面の間は、現状を維持する。

○東中学校区における小中一貫教育については、市内で一番広い学校区域であり、また大規模校と小規模校のそれぞれのメリットを生かした取組みが進められているため、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（４）西中学校区〔西中学校、天野小学校、高向小学校〕

○西中学校については、小規模校であるが、学校の地理的条件や地域の実情を踏まえ、小規模校のメリットを最大限に活かし、デメリットを克服する対応を行い、施設は現状を維持する。

○天野小学校および高向小学校については、小規模校で余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合において、複合化の検討を行う。

○西中学校区の小中一貫教育については、小規模校のメリットや地域との連携を生かした特色ある教育を進めており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（５）加賀田中学校区〔加賀田中学校、加賀田小学校、石仏小学校〕

○加賀田中学校は、小規模校であるが、学校の地理的条件や地域の実情を踏まえ、小規模校のメリットを最大限に活かし、デメリットを克服する対応を行い、施設は現状を維持する。

○加賀田小学校および石仏小学校については、小規模校で余裕教室があるため、地域のニーズや学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれる場合において、複合化の検討を行う。

○加賀田中学校区の小中一貫教育については、小規模校のメリットや地域との連携を生かした特色ある教育を進めており、継続して小中一貫した教育に取り組む。

（６）南花台中学校区〔南花台中学校、南花台小学校〕

○南花台中学校区の１中学校１小学校については、いずれも小規模校であり、今後、さらに小規模化の進展が予想されるため、小中学校の施設を一体とする学校への検討を行う。ただし、地域の実情を踏まえ検討することとする。

○南花台中学校区の小中一貫教育については、児童生徒数の状況により、学級編制および教職員配置を踏まえ、学校段階間の接続を円滑に行う必要があることから、義務教育学校設置について検討を行う。ただし、国が示している義務教育学校の標準学級数（おおむね 18～27 学級）を鑑み、児童生徒数の変動などを踏まえ検討することとする。

（７）美加の台中学校区〔美加の台中学校、美加の台小学校〕

○美加の台中学校区の１中学校１小学校については、いずれも小規模校であり、今後、さらに小規模化の進展が予想されるため、小中学校の施設を一体とする学校への検討を行う。ただし、地域の実情を踏まえ検討することとする。

○美加の台中学校区の小中一貫教育については、当面の間は小規模校として一定規模の児童生徒数の確保が想定されるため、学級編制および教職員配置を踏まえ、学校段階間の接続を円滑に行う必要があることから、義務教育学校設置について検討を行う。

【資料5】

■ 河内長野市立小中学校の児童･生徒数推移推計

実績は各年度5月1日現在

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小 学 校	4,551	4,447	4,354	4,245	4,141	4,035	3,934	3,848	3,635	3,503	3,373	3,224	3,024	2,908	2,797	2,692
中 学 校	2,107	2,052	2,063	2,118	2,096	2,030	1,936	1,865	1,862	1,847	1,843	1,725	1,636	1,567	1,488	1,462

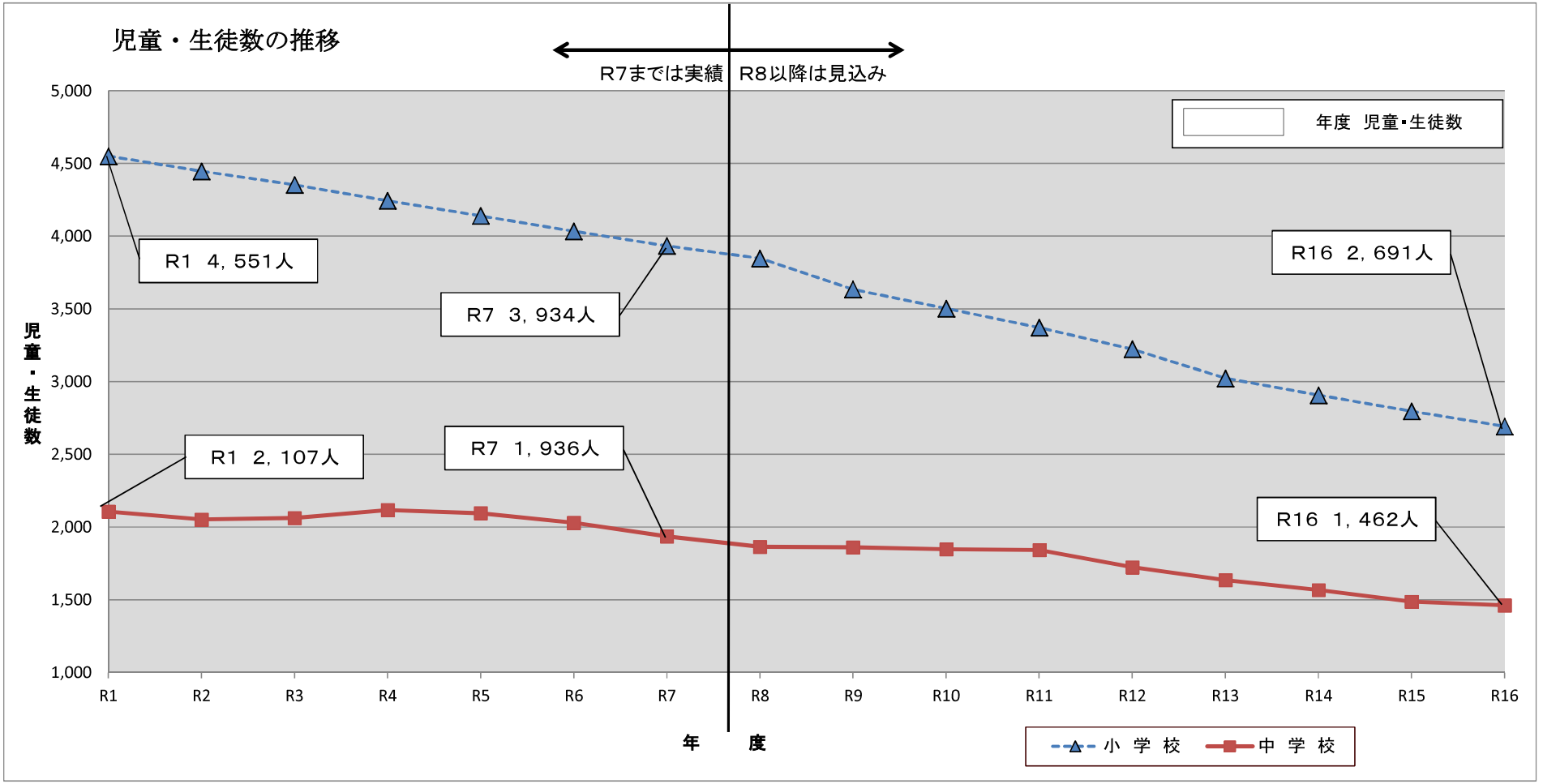

【資料6】

■ 河内長野市立小中学校の学級数推移推計

実績は各年度5月1日現在

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小 学 校	154	147	145	144	145	143	142	143	138	134	128	125	120	118	114	113
中 学 校	64	61	59	58	59	58	56	56	57	56	56	53	51	48	46	45

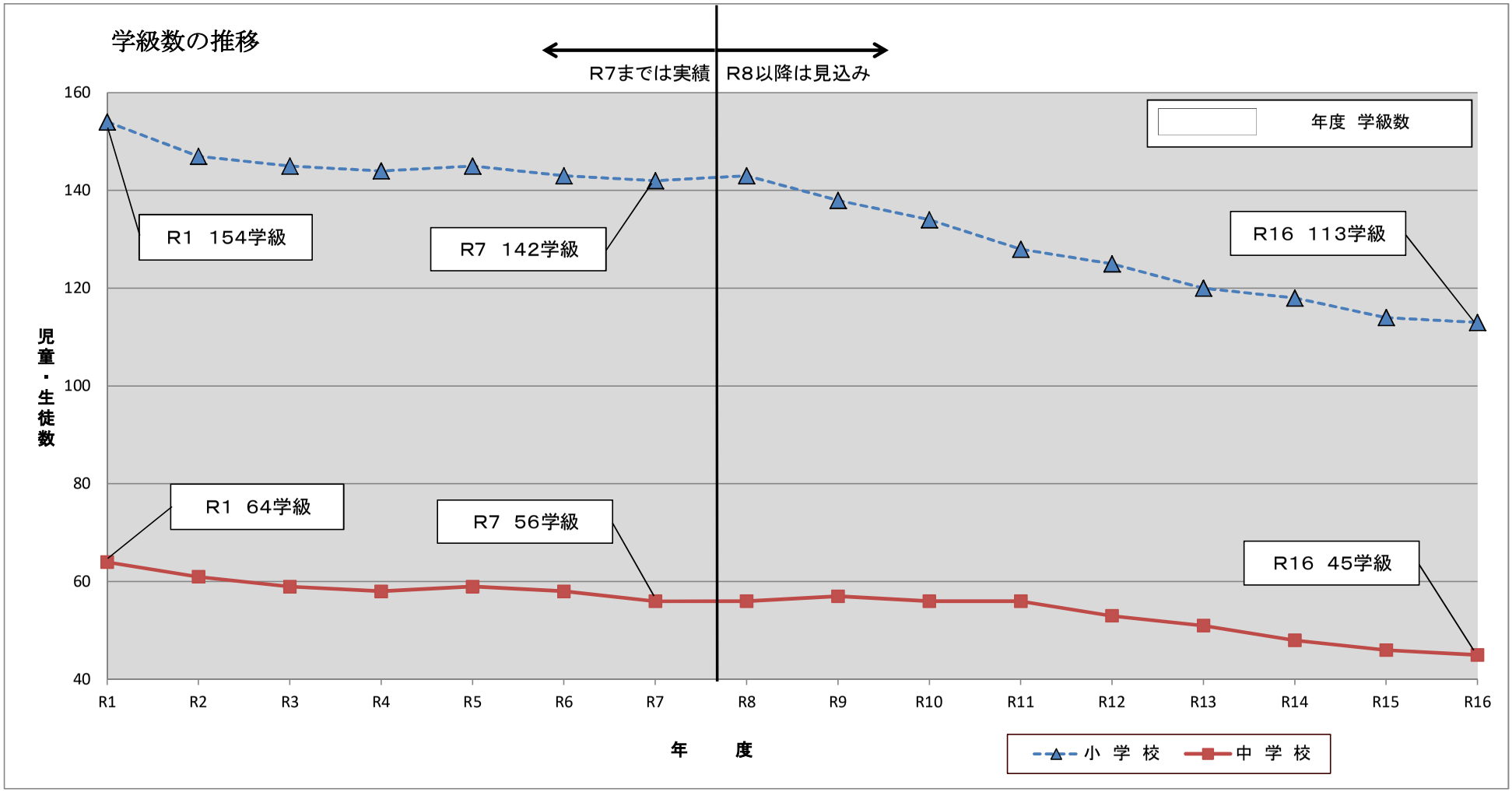

【資料7】

■ 河内長野市立小中学校令和7年度在籍児童生徒数・学級数

令和7年5月1日現在

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		総計	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
千代田小学校	3	105	3	90	3	103	3	109	4	120	3	85	19	612
長野小学校	4	115	3	97	4	121	4	120	4	131	4	126	23	710
小山田小学校	1	35	2	54	2	49	1	37	2	45	2	58	10	278
天野小学校	1	11	1	18	1	25	1	17	1	21	1	23	6	115
高向小学校	1	14	1	23	1	16	1	25	1	27	1	22	6	127
三日市小学校	3	79	3	85	3	100	3	101	3	103	4	111	19	579
加賀田小学校	1	22	1	26	1	33	1	25	2	44	1	37	7	187
天見小学校	1	9	1	8	1	15	1	10	1	12	1	13	6	67
楠小学校	2	51	2	45	2	61	2	58	2	67	2	60	12	342
石仏小学校	1	25	1	29	1	31	1	30	1	34	1	35	6	184
川上小学校	2	36	2	46	2	49	2	60	2	47	1	29	11	267
美加の台小学校	1	36	2	40	2	44	2	46	2	41	2	48	11	255
南花台小学校	1	36	1	32	1	33	1	35	2	39	1	36	7	211
計	22	574	23	593	24	680	23	673	27	731	24	683	143	3,934

学校名	1年		2年		3年		総計		
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	
長野中学校	4	160	5	183	5	172	14	515	長野小学校、小山田小学校
東中学校	4	137	4	140	4	145	12	422	三日市小学校、川上小学校、天見小学校
千代田中学校	4	131	4	150	4	159	12	440	千代田小学校、楠小学校
西中学校	2	45	1	33	2	45	5	123	天野小学校、高向小学校
加賀田中学校	2	68	2	66	2	78	6	212	加賀田小学校、石仏小学校
南花台中学校	1	31	1	37	1	29	3	97	南花台小学校
美加の台中学校	1	40	1	40	2	47	4	127	美加の台小学校
計	18	612	18	649	20	675	56	1,936	

【資料8】

■ 河内長野市立小中学校別児童・生徒数推計

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小学校	千代田小学校	612	640	623	619	622	640	623	625	627	629
	長野小学校	710	673	611	574	539	516	455	423	393	365
	小山田小学校	278	258	253	262	246	218	206	196	187	178
	天野小学校	115	112	99	100	92	88	87	83	79	75
	高向小学校	127	126	115	111	110	95	89	84	79	74
	三日市小学校	579	552	524	498	483	459	435	415	395	376
	加賀田小学校	187	179	146	149	137	128	117	108	100	93
	天見小学校※	67	61	65	64	64	59	68	68	68	68
		(0)	(1)	(4)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)
	楠小学校	342	340	323	319	310	312	310	305	300	295
	石仏小学校	184	181	170	164	160	148	131	124	117	111
	川上小学校	267	287	283	250	242	224	207	199	191	183
	美加の台小学校	255	236	219	198	172	150	122	108	96	85
	南花台小学校	211	203	200	194	195	187	174	169	164	159
	計	3934	3849	3635	3503	3373	3224	3024	2908	2797	2692
中学校	長野中学校	515	509	484	465	452	430	424	385	347	328
	東中学校	422	403	398	406	414	397	356	342	330	318
	千代田中学校	440	412	430	449	466	420	410	416	432	435
	西中学校	123	119	129	122	118	112	97	97	82	94
	加賀田中学校	212	199	203	185	178	158	150	147	128	133
	南花台中学校	97	100	98	99	97	91	91	86	89	83
	美加の台中学校	127	123	120	121	118	117	108	94	80	71
	計	1936	1865	1862	1847	1843	1725	1636	1567	1488	1462
合　計		5870	5714	5497	5350	5216	4949	4660	4475	4285	4154

※推計値について
- ・令和13年までの推計値については、令和7年5月の住民基本台帳の年齢別人口により算定。
- ・令和14以降の推計値については、過去5年分の出生数の平均値から算出している。
- ・中学校の生徒数については、中学校進学時点において、1割の児童が、国立及び私立中学校へ進学したものとして推計。

※・天見小学校の上段の児童数の推計値については、小規模特任校（市内全域から就学希望者を受け入れる）である為、天見区域の推計児童数に加え、区域外からの就学希望者を加味して推計。

※・天見小学校の下段の令和13年度までの推計値については、令和7年5月住民基本台帳の年齢別人口により算定。令和14年度以降の推計値は、過去の出生数から予測困難なため1人として算出している。

【資料9】

■ 河内長野市立小中学校別学級数推計

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小学校	千代田小学校	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	長野小学校	23	22	20	19	18	17	15	14	13	12
	小山田小学校	10	10	10	10	9	8	8	8	7	7
	天野小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	高向小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	三日市小学校	19	19	18	17	16	16	15	14	13	13
	加賀田小学校	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
	天見小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	楠小学校	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11
	石仏小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	川上小学校	11	12	12	11	10	10	9	9	8	8
	美加の台小学校	11	11	10	9	8	7	6	6	6	6
	南花台小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	計	142	143	138	134	128	125	120	118	114	113
中学校	長野中学校	14	14	14	13	13	12	12	11	10	9
	東中学校	12	12	12	12	12	12	11	10	10	10
	千代田中学校	12	12	12	13	13	12	12	12	12	12
	西中学校	5	5	6	5	5	5	4	4	4	4
	加賀田中学校	6	6	6	6	6	5	5	5	4	4
	南花台中学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	美加の台中学校	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3
	計	56	56	57	56	56	53	51	48	46	45
合　計		198	199	195	190	184	178	171	166	160	158

※推計値について
・令和13年までの推計値については、令和7年5月の住民基本台帳の年齢別人口により算定。
・令和14以降の推計値については、過去5年分の出生数の平均値から算出している。
・中学校の生徒数については、中学校進学時点において、1割の児童が、国立及び私立中学校へ進学したものとして推計。

【資料10】

■ 学校の小規模化による教育上のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
児童生徒の学習面	・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
児童生徒の生活面	・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

※出典： 文部科学省 中央教育審議会 資料

■ 河内長野市の学校教育の現状

河内長野市では、「河内長野市教育大綱」の基本理念である「ふるさとのつながりによる豊かな学び」に基づき、学校を地域の学びの核とした「教育総合コミュニティ」の構築を目指し、縦横のつながりによる教育を推進しています。また、GIGA スクール構想により導入した１人１台学習者端末を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実にも取り組んでいます。

１．“縦のつながり”としての小中一貫教育

小学校から中学校の教育への円滑な接続を目指し、平成 24 年度から全中学校区において施設分離型の小中一貫教育を全面展開しています。

（１）小中一貫教育の目的

・子どもたちを取り巻く社会環境の変化や心身の発達度の変化による教育諸問題の解決を図る。
・地域総ぐるみで子どもたちを育てる教育コミュニティの縦のつながりとして、小・中一貫性のあるきめ細かな指導体制を確立し、義務教育９年間の教育の充実を図る。

（２）小中一貫教育の成果

・各教科領域（英語含む）、ふるさと学、教科外活動、生徒指導に関する９年間を見通した河内長野市オリジナルの小中一貫「つながりアップ・カリキュラム」の作成と実践。
・中１ギャップの解消に向け、中学校区における「めざす子ども像」の共有化に対する教職員の意識が向上している。
・小中相互乗り入れ授業の実施などにより、「中学校入学前に不安に思っていたことや心配していたことがなくなった」と感じている生徒・保護者が増加している。
・中学校区での学力向上の取組みが進み、小中合同での研究授業や長期休業中の合同研修会の機会が増加し、系統性・継続性のある指導方法の改善が図られている。
・暴力行為などの問題行動件数が減少してきている。
・小学校６年生の英語授業、ふるさと学を中心に教員による相互乗り入れ授業が実施されている。

（３）施設一体型教育推進校

・令和６年度に南花台小・中学校が、施設一体型小中一貫教育推進校として開校。令和９年度を目途に美加の台小・中学校においても計画。

２．“横のつながり”としての学校運営協議会制度の導入

地域総ぐるみの教育をめざし、平成 24 年度より全小学校に、令和 3 年度より全中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の人々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となったより良い学校作りを進める「コミュニティスクール」として学校運営をしています。

（１）学校運営協議会制度の目的

・家庭・地域が積極的に学校運営に参画するしくみを通して、学校理解者の拡大を図る。

・子どもの教育課題に地域の意見を反映し、地域の参画により、より良い取り組みの拡大を図る。
・学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のなかで、子どもの教育に関する関係を「連携」から「協働」へ発展させる。

（２）学校運営協議会制度の成果

・地域の関係者の学校支援の機会が増加したことで、地域関係者と子ども、保護者、教員のそれぞれが、交流の増加を実感している。
・地域関係者の支援により、教育課程内外での子どもたちの体験活動が充実してきている。
・「学校の様子がよくわかるようになった」と感じている地域住民が増加し、地域住民の学校理解が深まっている。



３．１人１台学習者用端末を効果程に活用した教育活動について

令和２年度の GIGA スクール構想により導入した、１人１台学習者用端末を効果的に活用し、子どもたちの主体的な学びの充実を図っています。

（１）国、府に比べて端末を活用した授業を実施。

◆授業で PC・タブレットなどの ICT 機器を週３日以上使用と回答した割合　（単位%）

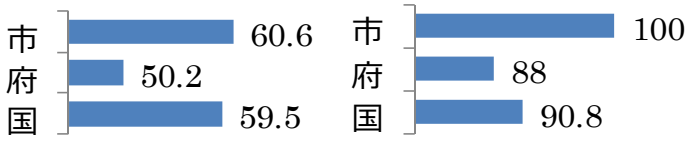

（R6 全国学力学習状況調査児童質問紙）

◆ICT 機器を使うのは、勉強の役に立つと思うと回答した児童生徒の割合

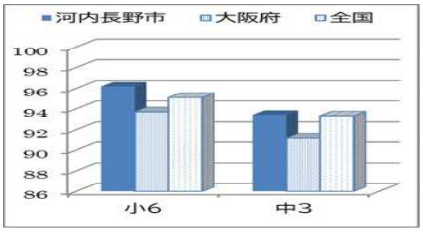

（R6 全国学力学習状況調査児童質問紙）

（２）多様な場面での活用

①一人ひとりが端末を活用して、情報の収集、分析、表現活動を行う
②デジタルドリル教材等を使って、学習の定着を図る
③友だちと協働して学習を進める
④インターネットで学校外とつないだ遠隔学習
⑤端末を持ち帰り、家庭学習に活用



一人で学習



みんなで学習



遠隔学習

参　考　資　料

■河内長野市立小学校の分布

参考資料1

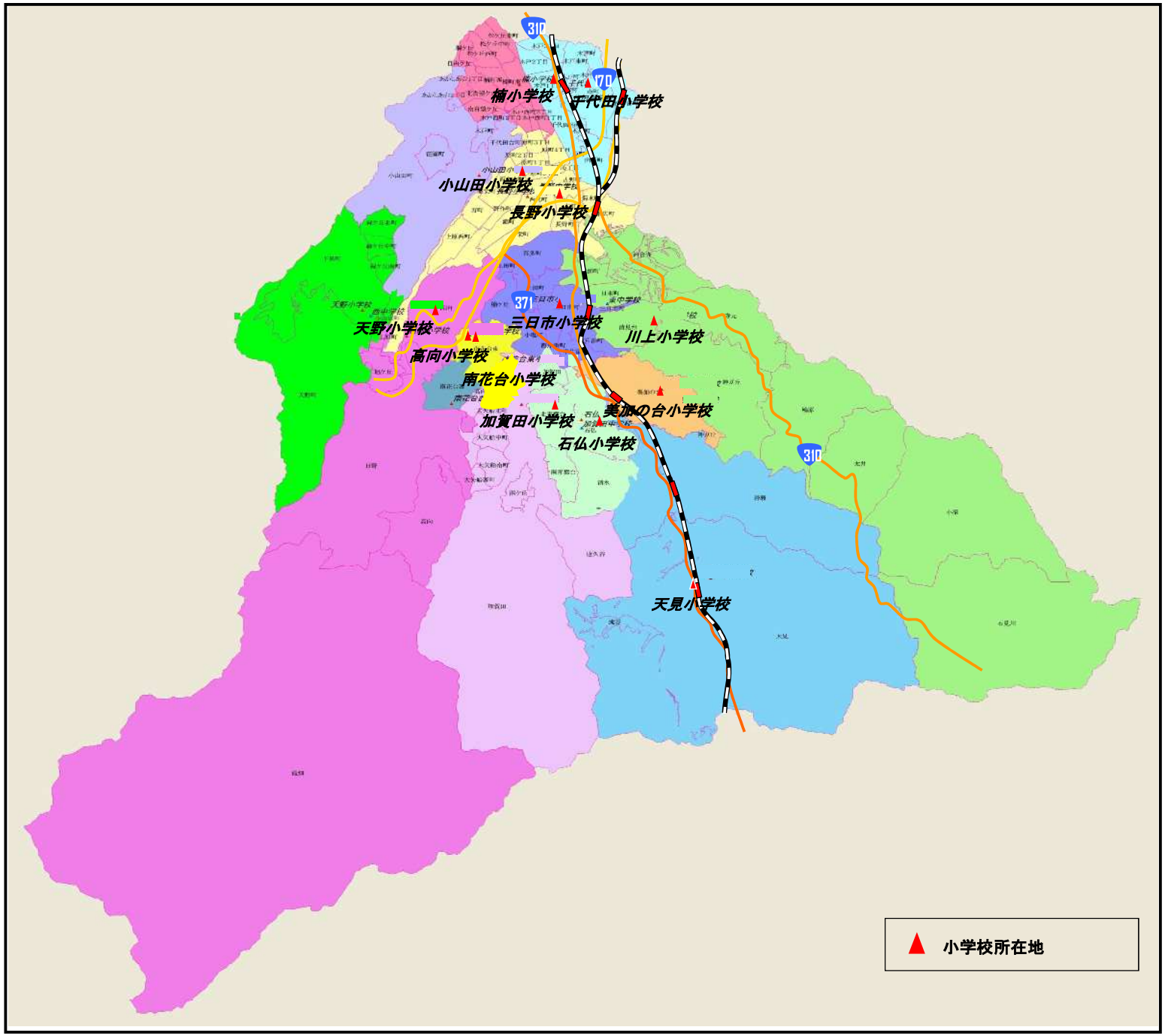

■河内長野市立中学校の分布

参考資料2

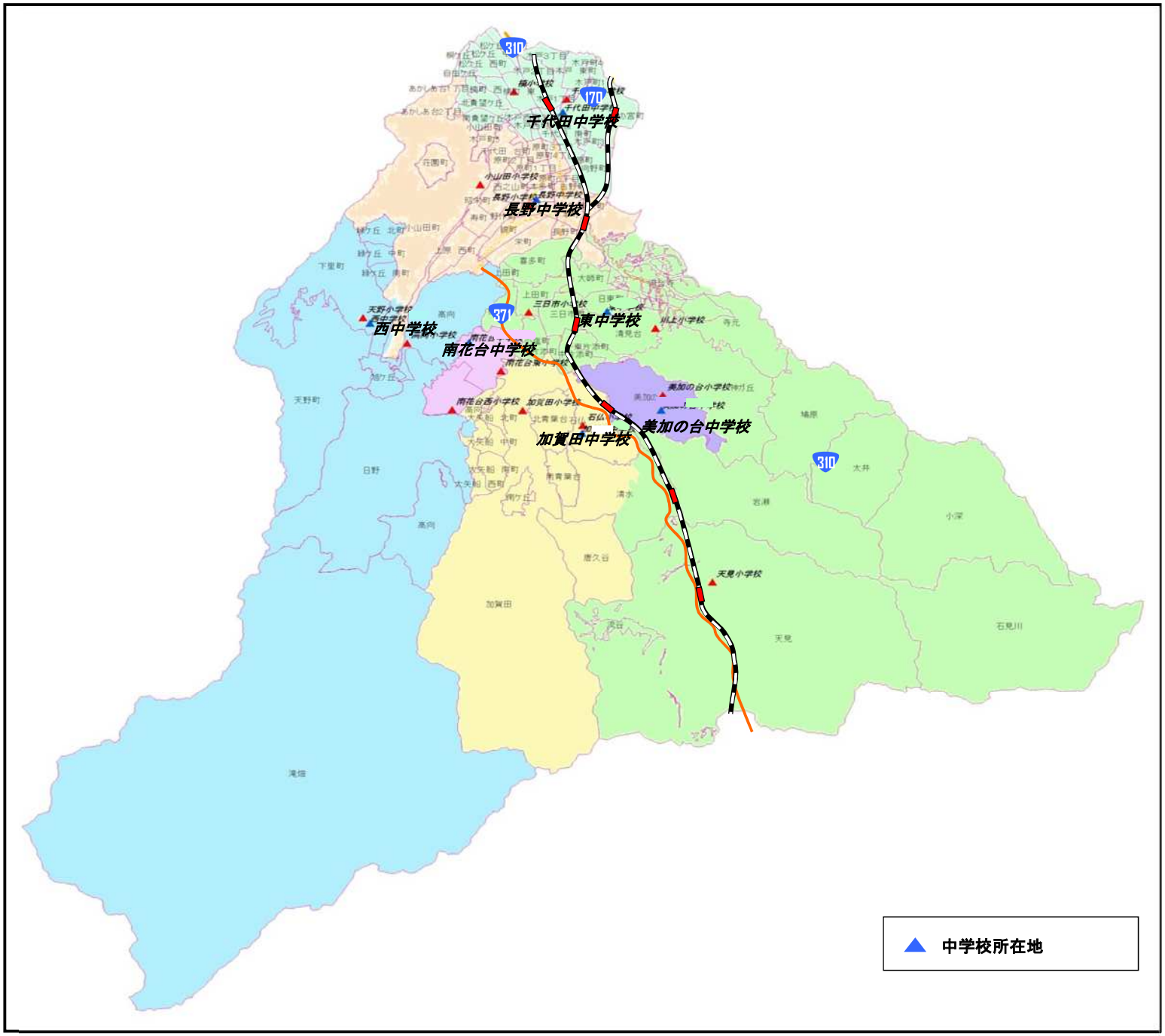

■ 河内長野市の人口推移

各年末時点

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
河内長野市	120,912	122,241	123,212	123,492	122,740	122,262	121,764	121,538	120,549	119,425	117,846	116,966	116,112	115,329	114,714	113,939	112,884	111,683	110,435	109,039	107,963	106,713	105,377	104,031	102,920	101,276	100,039	98,786

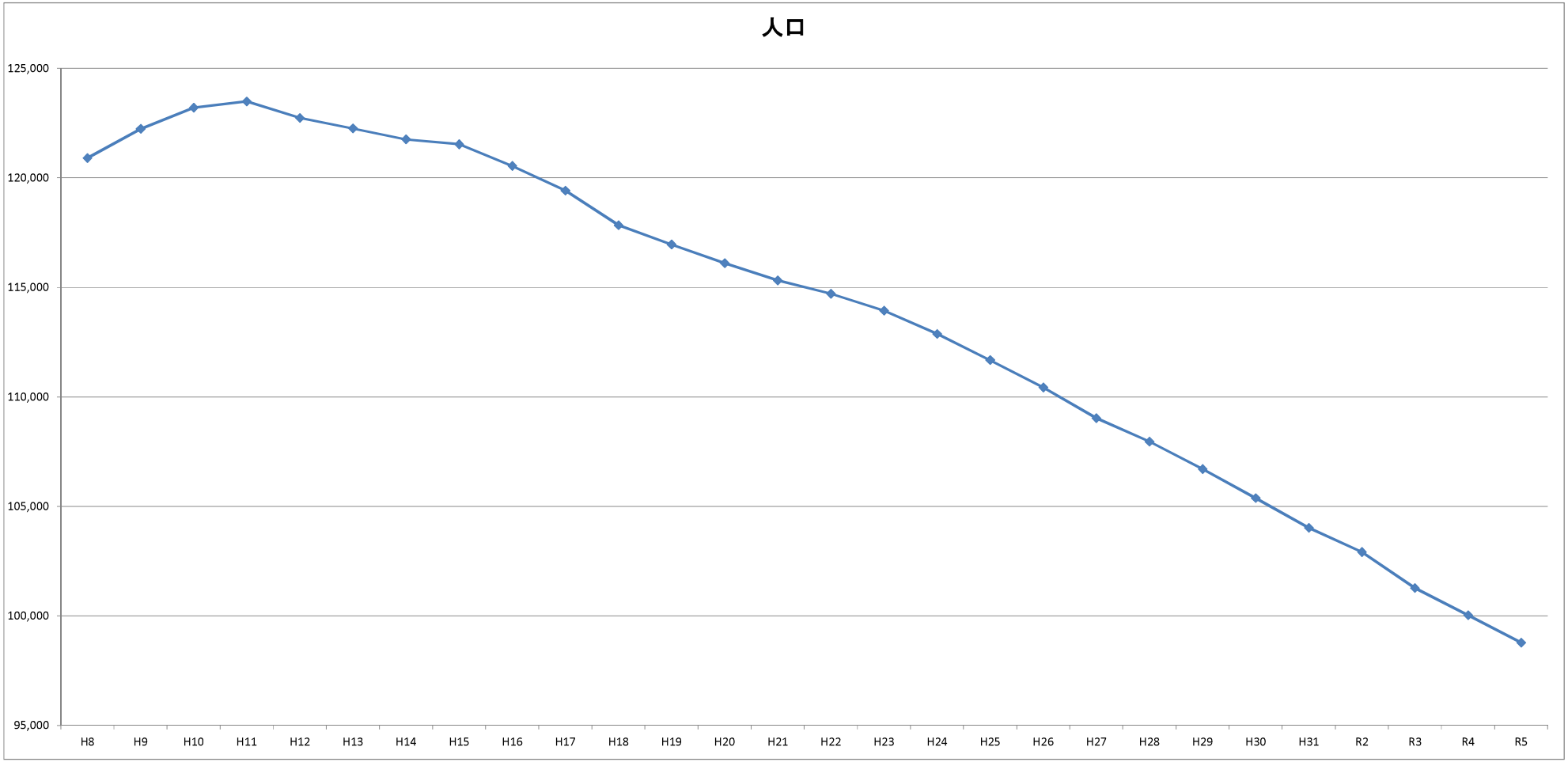

■ 河内長野市の年次別出生数

各年末時点

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
河内長野市	1,050	1,107	1,138	1,093	1,049	994	971	926	809	815	746	736	750	735	757	711	680	686	682	625	643	592	534	493	468	443	477	403

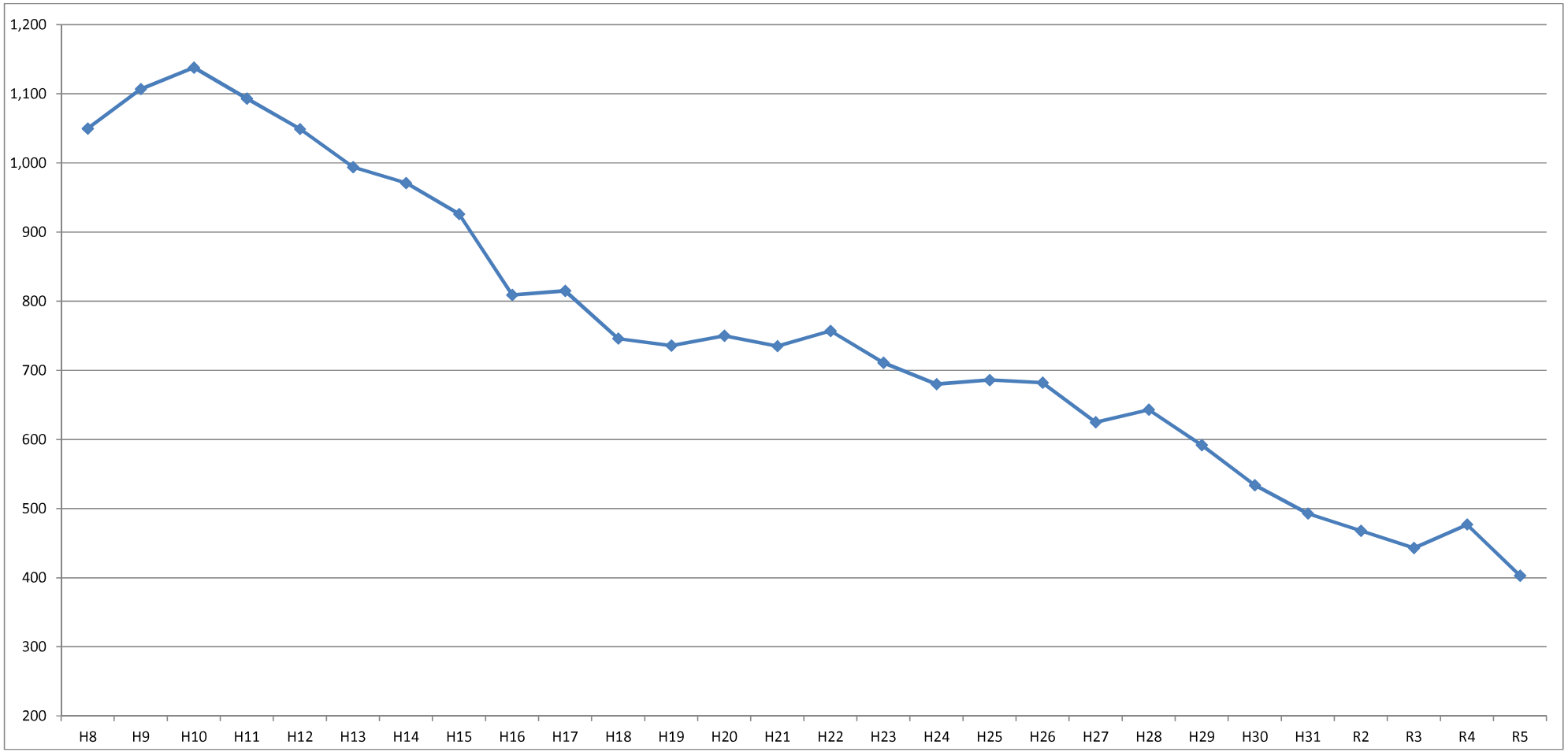

参考資料５

河内長野市教育大綱



河内長野市

令和３年４月（改訂）

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、グローバル化、通信技術の発達など、社会の状況も大きく変化しています。

このような時代の流れの中にあって、未来社会を担う子どもたちに、豊かな心と健やかな体、自主性や社会性そして確かな学力など、「生きる力」をしっかり身に付けてもらうことが求められており、そのため少しでもより良い環境や体制づくりが必要です。

また、人生 100 年時代を迎え、誰もが学びやスポーツ、芸術文化に触れることができる環境の整備を図り、学び続ける社会の構築が必要です。

さらに、本市が誇る日本遺産をはじめとした文化遺産や伝統的な祭り・慣習など、豊富な地域資源をしっかりと守りそして活かし、未来に継承していかなければなりません。

そのような思いを込めて、将来にわたり持続的に本市が発展していけるよう、この「河内長野市教育大綱」のもと、今後も市と教育委員会が一体となり、未来を切り拓く人材を育むことをめざす教育の実現に向けて取り組んでまいります。

河内長野市長　島田　智明

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

河内長野市では、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本大綱は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標４【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目　次

第１章　河内長野市教育大綱の策定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
１．策定の趣旨
２．大綱の位置づけ
３．対象期間
第２章　河内長野市の教育を取り巻く現状と「教育立市宣言」・・・・・・・・・・・・・p. 4
１．河内長野市の教育の現状
２．「教育立市宣言」の意義
第３章　「教育立市のまち河内長野」の基本理念・・・・・　・・・・・・・・・・・・・p. 7
１．基本理念
２．これまでの教育改革と今後の取組み
第４章　６つの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 9
方針Ⅰ　生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます
方針Ⅱ　地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます
方針Ⅲ　「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます
方針Ⅳ　子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができる、スポーツ環境の向上を図ります
方針Ⅴ　家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会づくりに取り組みます
方針Ⅵ　市民一人ひとりが、外国人や外国につながりのある人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推進します

(資料)河内長野市教育大綱の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 12

第１章　河内長野市教育大綱の策定について

１．策定の趣旨

教育大綱は、平成 27 年 4 月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、策定するものです。

> ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）
> （大綱の策定等）
> 第 1 条の 3　地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

なお、国は、平成 30 年に第 3 期の「教育振興基本計画」を策定して 2030 年以降の社会を展望した教育施策の具体的な方向性を示しています。

また、大阪府は、国の基本計画を基に大阪府の教育の振興を図るため、平成 25 年に「大阪府教育振興基本計画」を策定するとともに、現在平成 30 年度から令和 4 年度までの後期事業計画を策定し新しい時代にふさわしい大阪府の教育のあり方や施策の基本的方向を示しています。

そして、河内長野市では、平成 22 年 3 月に全国で 3 市目となる「教育立市宣言」を行い、子育てのまち、教育のまち、文化財のまち、読書のまち、生涯学習のまちを市政の旗印として、教育によるまちづくりを標榜しました。

平成 28 年 4 月には、市長と教育委員会の連携をさらに深め、教育行政に関する課題やあるべき姿を共有し、本市教育の継続性、安定性に留意しながら、これまで築き上げた教育水準を維持向上させ、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、「総合教育会議」での議論を経て教育の目標や施策の根本的な方針である「河内長野市教育大綱」を策定しました。

教育委員会ではこの第 1 期の大綱を基に河内長野市総合計画で具体的な施策を検討し、施策の実施に取り組んできました。

今後、第 4 次産業革命といわれる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0(※)）の到来が予想されています。

学校教育においては、特に子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力の育成などを観点にした新学習指導要領をふまえ、引き続き学力や体力の向上、豊かな心の育成、支援を要する子どもへの対応など充実させていくとともに、学校の小規模化や家庭における子育て環境の変化などへも対応していく必要が生じています。

社会教育関係においては、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことが可能となる社会の実現に向けての取り組みを充実させていくとともに、継続的、安定的な活動の場を整備していくことへの対応も必要です。

また、「誰一人取り残さない」とする SDGs を、地域の課題との関連で捉えた取組みに参画できる人材を育成するための教育施策を進める必要があります。

この度、第 1 期の対象期間（平成 28 年度～令和 2 年度）の終了に伴い、第 1 期の対象期間での成果や課題を捉えながら、新たな課題もふまえつつ第 2 期に向けた改訂を行います。

※Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

２．大綱の位置づけ

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画並びに教育立市宣言との整合を図りながら、「教育立市のまち河内長野」の基本理念をふまえた方針を、「河内長野市教育大綱」として位置付けて定めるものです。

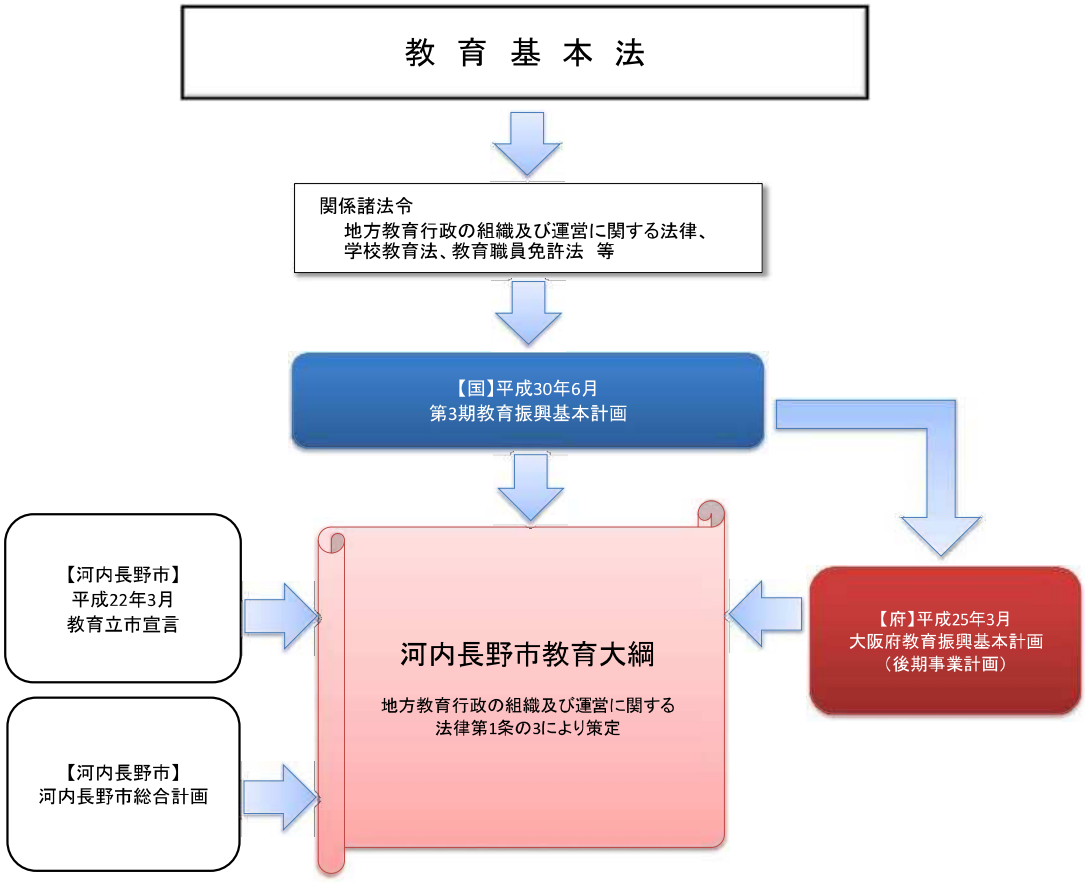

３．対象期間

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画の計画期間と整合を図るため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を第 2 期の対象期間とします。

ただし、急速に変化する社会情勢により教育が対応すべき課題も変化するので、対象期間内においても必要に応じて見直しをおこないます。

第 1 期対象期間　平成 28 年度～令和 2 年度

第 2 期対象期間　令和 3 年度～令和 7 年度

第２章　河内長野市の教育を取り巻く現状と「教育立市宣言」

１．河内長野市の教育の現状

河内長野市の現状

大阪府の南東部に位置し、大阪市、堺市に次いで約 109 ㎢の市域を有する河内長野市は、その約７割が緑に包まれ、南東部には、金剛生駒国定公園の金剛・葛城山系が走り、南北に走る５つの谷に位置する市街地を包み込むように自然緑地が分布する、自然環境豊かな地です。

昭和 29 年、南河内郡の６町村（長野町・三日市村・加賀田村・川上村・高向村・天見村）が合併し、河内長野市が誕生しました。市制発足当時の人口は約３万人。その後、昭和 55 年から 60 年にかけ、大阪のベッドタウンとして人口は急増し、昭和 50 年に 12 校あった小中学校は、その後 15 年間で 21 校まで増加しました。この間、人口 15 万人を目標に市制が進められてきましたが、平成 12 年の約 12 万 3 千人をピークに減少を始め、現在、約 10 万 4 千人の人口となっています。（令和２年３月現在）

（グラフ）河内長野市立小中学校における児童・生徒数の推移

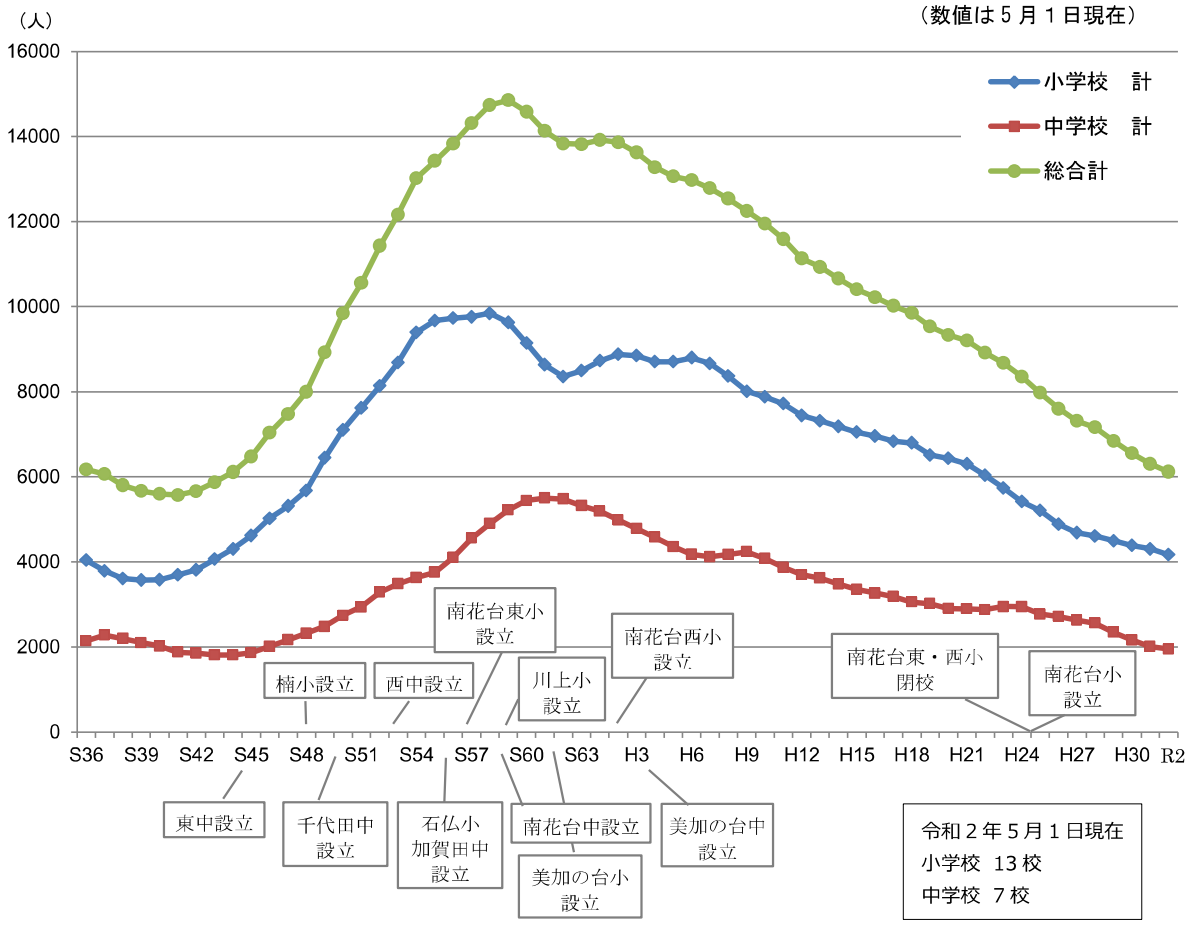

河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来人口推計（平成25年3月推計）」によると、今後、令和22年（2040年）には人口約7万7千人、令和62年（2060年）には約5万2千人となると推計しています。さらに、高齢化率も府内でも極めて高い上、少子化も急激に進行しており、14歳以下の子どもの数は、令和22年で約7.9%、令和42年で約6.6%に減少するものと見込まれています。

今後、今以上に人口が減少し少子化が進む中、一方で、従来機能し続けてきた地域のつながりが弱体化し始めている現状において、学校と家庭、地域が、それぞれに責任を持って子どもたちを育て教育していく風土を高めるとともに、教育を核としたコミュニティづくりをさらに進め、市民がそれぞれの立場で一生涯にわたって学び続ける学びの里を構築しなければなりません。

２．「教育立市宣言」の意義

人口減少や少子高齢化等、我が国の教育は、今、大きく変わり続けています。その流れの中で、本市の教育の現状を再考察した場合、これまで取り組んできた公教育の在り方、考え方を大きく捉え直す必要が生じています。

そこで、こうした価値観の変革を伴う問題意識を浮上させ、制度、システム等も含め公教育の質を変革するために何らかの起爆剤が必要と言えます。それが、教育・人づくりを市政の中核に据えるという方針に基づいて平成22年3月、市議会が全会一致で採択した「教育立市宣言」です。これは、新潟県燕市、熊本県宇土市に次いで全国３市目となります。

温かなつながりに支えられた豊かな文化に包まれながら、市民全員が、学びを基盤に据えて、より良い生き方をめざす風土を醸成しながら、子どもたちも、大人も、ふるさとの豊かな学びが保障される“学びの里”を醸成していく。そして、特に、美しい日本の感性を養うことに軸足を置き、ふるさとをこよなく愛する心を持ち、グローバル化する社会でレジリエンス(※)を備えて活躍する人材を地域総ぐるみで育てていかなければなりません。

こうした思いを託して、宣言文の主語はすべて、“私たちは”に統一しました。

※ レジリエンス：困難に出会っても、そこから立ち直る力

河内長野市教育立市宣言

前文

河内長野市は、美しい自然、豊かな伝統や文化に包まれたまちとして歴史を築くとともに、市制施行以来、さまざまな都市基盤の充実に努めてきました。

日本の社会は、人口の減少や少子高齢化の到来の中で、技術革新、産業構造の変化、情報化、国際化などがよりいっそう進展した知識基盤社会へと移行していきます。

このような大きな変化の中にあって、一人ひとりの健康で充実した人生のため、市民自らの意思と行動で、学びの場や機会を創出する生涯学習社会の構築が必要です。

そして、「わがまち河内長野」の活力を維持・充実させ、まちの魅力をさらに高めるためには、人々の根源的な営みである教育に大きな力を注ぎ、地域社会を再生させることを通じて、都市基盤を、潤いと魅力と夢があふれる生活基盤へと向上させなければなりません。

私たちは、教育が果たすべき役割を自覚し、人々が創り上げた教育の理念や目標をふまえ、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため、ここに教育立市宣言を行います。

宣言

私たちは、未来の宝として、学ぶ意欲に富み、心やさしくたくましい子どもたちを育てます。

私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。

私たちは、家庭の力、地域の力、学校の力など、市民の力のつながりを大切にし、市の未来を担う人となります。

私たちは、わがまち河内長野の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域を愛する市民となります。

私たちは、豊かな学びの場のもとに、生涯にわたって学び続け、自らの人生を充実させるとともに、学びの成果を活かして社会に貢献します。

第３章　「教育立市のまち河内長野」の基本理念

１．基本理念

ふるさとのつながりによる豊かな学び　～ 輝く人づくりのために ～

河内長野市は、心を癒す大自然の恵み、豊かな歴史や伝統、誇れる多くの文化財、活力に満ちた人、人々のつながりなどが存する、教育・子育てにとっての宝庫です。

社会の光輝は、教育・文化から生まれ出るものです。河内長野市内に息づくこれらの豊かな宝を引き継ぎ、教育・子育てに対する市民文化を一層活性化させなければなりません。そして、未来に生きる子どもたちに夢を与えることのできる、と同時に、私たち自身も、自ら磨き互いを高め合いながら、生きがいを持って生涯を送ることのできる風土を構築し続けることが重要です。

教育・子育てにとって、人がすべてです。家庭力・地域力・学校力を左右するのは人的資源であり、人々の心と行動によって教育立市は実現されます。

言い換えれば、教育行政のみならず、学校、家庭、地域が相互に協力し合いながら、地域総ぐるみで、互いが良きパートナーとして協働してはじめて教育や子育ては機能するものです。それぞれに備わっている良さを発揮しながら、それぞれが持つ色を消すことなく、相互に固いつながりを持って、この「ふるさと河内長野」をつくらなければなりません。

今、地域の隅々にまで高度情報化や国際化など多種多様な社会変化の波が押し寄せています。未来を生きる人たちは、これら予想をもできない社会の変化に対して自分を見失わずに対応するために、一生涯、様々な選択や決断の場面に遭遇するでしょう。自己の持てるあらゆる知識や経験、能力を駆使して人生を切り拓く場面、人と協働して地域の課題解決に取り組む場面、さらには生きがいをもって心豊かに人生を楽しむ場面において、それぞれに投げかけられた課題を、学校や地域社会で育んだ人間性や知識及び技能、思考力・判断力・表現力を活用しながら、自身の生きる力に変えて、乗り越え又は解決していかなければなりません。

また、教育は、家庭教育・学校教育に終わるものではなく、人生 100 年時代を迎え、社会構造の変化に伴い求められる資質・能力の変化に生涯を通じて対応できるよう、社会に出た後も誰もが学び続けられる環境が必要です。生涯にわたる学びや地域における学び、ともに生きる学びの機会の提供を図り、学ぶことを生きがいにして自己実現を図るだけでなく、学ぶことの喜びによって笑顔あふれた人々が、さらに仲間の輪を広げ繋げ合い、地域の課題解決に向けて取り組む姿を築き上げなければなりません。

本市では、市民として誇りの持てる豊かな生涯学習社会、「学びの里」をつくりあげていくため、この基本理念をもとに教育振興を図ります。

２．これまでの教育改革と今後の取組み

【教育改革のステップ】

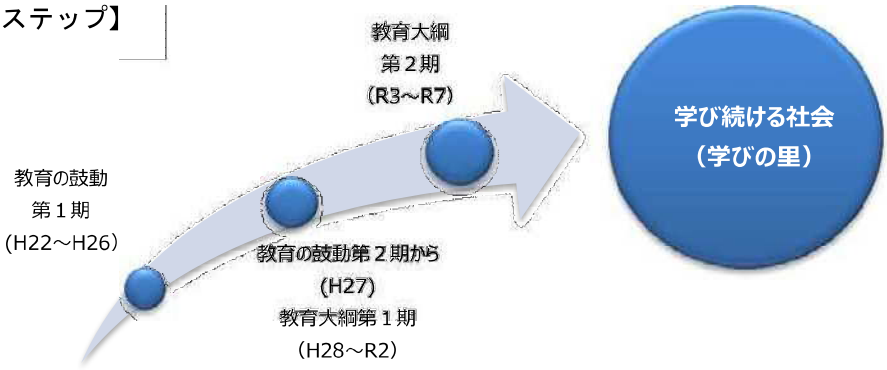

教育の鼓動第１期　（H22～H26）

教育文化の基盤整備

平成 22 年３月市議会で全会一致により採択された「教育立市宣言」を起爆剤にして、主に以下の取組みによって、地域の教育文化の土俵を整備する段階

・コミュニティスクール制度導入　・小中一貫教育の導入　・読書文化の構築　・伝統文化体験学習の導入
・「ふるさと学」の開始　・ＩＣＴ教育環境の整備　・市民大学「くろまろ塾」の創設
・文化振興、スポーツ振興　・親力推進協議会の準備　等

教育の鼓動第２期（H27）から教育大綱第１期　（H28～R2）

教育文化の質的向上

教育の鼓動の第１期での取組みを基礎に据え、これらをさらに発展させるとともに、主に以下の取組みによって、学校教育、社会教育を中心に地域の教育文化の質的な向上を図る段階

・学校施設の有効活用　・学校を核にした協働型教育社会の構築　・第四領域(※)を重視した学習社会の充実
・インクルーシブ教育の推進　・小中一貫教育の充実　・放課後の育ちの保障　・日本遺産の認定
・図書館資料を活用した講座の実施　・「くろまろ塾」を中心とした生涯学習の推進　等

※第四領域：地域社会での教育において、同じ目的や興味・関心を有する大人たちを結びつけ、その活動の中で子どもたちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う、新たな教育の領域のこと。

教育大綱第２期　（R3～R7）

社会変化に対応した教育文化の内容・体制・環境の充実

教育の鼓動第１期から現在までの取組みを引き継ぎつつ、教育を取り巻く大きな社会変化に対応していくため、さらに学校教育と社会教育の内容・体制・環境を発展・充実させるとともに、主に以下の観点で施策を推進し、次代を生き抜く力や地域の課題解決能力の向上を図り、学び続ける社会を目指す段階

・Society 5.0 へ対応する教育の充実　・教育関係機関との連携や外部人材の活用の拡大
・学校の小規模化対策　・学校給食の充実　・多文化共生の推進
・GIGA スクール構想に対応した教育環境の整備　・教育、スポーツ施設の整備体制の構築　等

第４章　６つの方針

基本理念に基づき、次の６つの方針で取り組みます。

方針Ⅰ

生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます

多様で変化の激しい社会を生き抜くために、学校教育においては確かな学力・豊かな心・健やかな体を身に付け、個人として自立し、協働できる人づくりが求められています。

そのため、人権尊重の理念の理解を深め、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と技能に基づき、柔軟な思考力・判断力・表現力を用いて主体的に課題を解決したり、他者とコミュニケーションを取り協働して学ぶ態度を身に付けることができるように、生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」（自ら学び、考え、行動する力）を育みます。

また、学校施設は学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点となり得ることから安全性を確保することは重要であり、引き続き施設面の整備に取り組みます。さらに Society 5.0 を見据えるとともに少子高齢化、食習慣の乱れ、感染症などの社会変化や課題に対応した教育環境の整備に取り組みます。

方針Ⅱ

地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます

人生 100 年時代を迎えて、全ての人が生きがいを持って、いきいきと創造的に暮らせる社会の実現のために、いつでも、どこでも、何度でも学び続けることができ、また学んだことを活かして活躍できるよう、図書館や公民館などで情報の提供や学びの機会の充実に努めます。そして、学びの成果が、個人だけでなく地域や社会にも還元され、まちづくりに活かされるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図り、生涯学習社会の実現をめざします。

方針Ⅲ

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます

「ふるさと河内長野」に対する誇りと愛着を持ち存在意義を意識することが、グローバル化する世界で活躍する原動力となります。

本市が有する豊かな自然や日本遺産にも認定されている貴重な文化財の数々、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を伝えていく取り組みを充実させ、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇りに思い、大切にする心を育みます。

方針Ⅳ

子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができる、スポーツ環境の向上を図ります

市民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じ、生涯を通じて日常的にスポーツに親しみ、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができるよう、スポーツ活動の充実を図るとともに、適切なスポーツ環境を維持するために、スポーツ施設の整備・充実と、市民のニーズに合わせた施設運営を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体への活動支援や、指導者の養成、スポーツ教室・イベント開催等を行い、市民のスポーツ活動への参加を推進します。

方針Ⅴ

家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会づくりに取り組みます

学校と家庭、地域社会がそれぞれに役割とその責任を持ち、相互に協力し合い、地域総ぐるみで子どもを育む仕組みづくりを推進します。

また、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進めるにあたり、多くの地域住民の参画を得て、子どもたちに地域社会とつながる機会を充実させるなど、地域に根差す青少年の育成を図ります。

方針Ⅵ

市民一人ひとりが、外国人や外国につながりのある人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推進します

グローバル化が進む社会において、異文化間のコミュニケーション能力に優れた人材の育成を図るとともに、国際理解を深めるための学習機会を提供し、文化や価値観、生活・行動様式の多様性、人権の重要性を理解できる、豊かな人間性を培います。

また、多文化共生の理解を図り、外国人市民の方々と助けあい、支えあうための学びの機会を充実します。

（資料）河内長野市教育大綱の体系

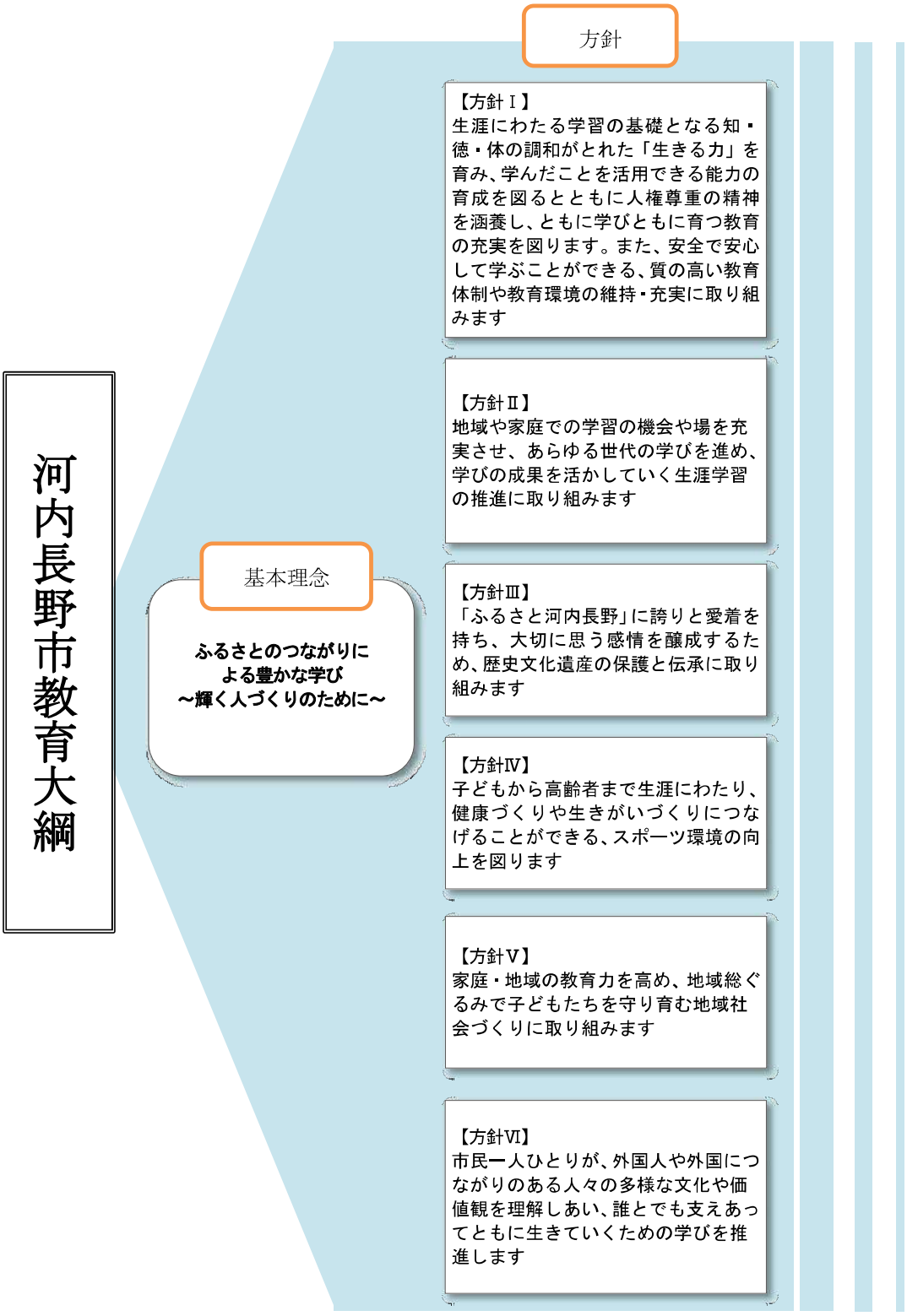

参考資料６

令和７年度
河内長野市教育推進プラン

令和７年４月
河内長野市教育委員会

河内長野市では、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標１【貧困をなくそう】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標２【飢餓をゼロに】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標３【すべての人に健康と福祉を】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標４【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標５【ジェンダー平等を実現しよう】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う



目標６【安全な水とトイレを世界中に】
すべて人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標７【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】
すべて人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標８【働きがいも経済成長も】
包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する



目標９【産業と技術革新の基盤をつくろう】
強靭なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、及びイノベーションの拡大を図る



目標 10【人や国の不平等をなくそう】
各国内及び各国間の不平等を是正する



目標 11【住み続けられるまちづくりを】
包括的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12【つくる責任つかう責任】
持続可能な生産消費形態を確保する



目標 13【気候変動に具体的な対策を】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14【海の豊かさを守ろう】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15【陸の豊かさも守ろう】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16【平和と公正をすべての人に】
平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る



目標 17【パートナーシップで目標を達成しよう】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

河内長野市教育大綱

対象期間：令和３年度～令和７年度

基本理念

ふるさとのつながりによる豊かな学び
～輝く人づくりのために～

６つの方針

【方針Ⅰ】
生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに、人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます

【方針Ⅱ】
地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます

【方針Ⅲ】
「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます

【方針Ⅳ】
子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができる、スポーツ環境の向上を図ります

【方針Ⅴ】
家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会づくりに取り組みます

【方針Ⅵ】
市民一人ひとりが、外国人や外国につながりのある人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推進します

河内長野市教育推進プラン

教育の目標

対象期間：令和３年度～令和７年度

目標　１	確かな学力の定着
目標　２	豊かでたくましい人間性を育む教育の充実
目標　３	健やかな体づくりの充実
目標　４	支援教育の充実
目標　５	食に関する指導の充実
目標　６	伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進
目標　７	ICT環境等を活用した教育の充実
目標　８	一貫性のある指導体制の構築
目標　９	家庭・地域との協働による学校づくりの推進
目標　１０	安全・安心な学校施設の維持・充実
目標　１１	学校教育を支える教育環境の維持・充実
目標　１２	市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実
目標　１３	社会教育の推進
目標　１４	市民の読書活動の推進
目標　１５	図書館や公民館図書室の充実
目標　１６	歴史文化遺産の保存・継承と活用
目標　１７	青少年の健全な成長を支援する体制づくり
目標　１８	家庭の教育力の向上
目標　１９	地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくり

令和７年度からは、組織機構改革により市長部局（成長戦略局 成長戦略部 文化・スポーツ活性課）所管事業となります。

令和７年度からは、組織機構改革により市長部局（成長戦略局 成長戦略部 文化・スポーツ活性課）所管事業となります。

令和７年度に実施する教育施策

目標	令和７年度の目標ごとの主な取組み ※【重点】…今年度の重点実施施策	担当課
1	1．学習指導要領の確実な実施　　2．学力向上の取組みの充実と教員の指導力向上 3．読書活動の推進	学校教育課
2	1．道徳科を要とした学校・家庭・地域と一体となった道徳教育の充実 2．基本的人権の享有を保障する教育の推進（小中一貫した人権教育カリキュラムの充実） **3．学校が安心できる居場所となる集団づくり【重点】**	
3	1．子どもたちの体力向上への取組み　　**2．中学校　運動部活動の充実【重点】** 3．安全で安心な学びの場づくり	
4	1．「ともに学び　ともに育つ」教育の推進　　2．一貫した支援のための就学相談、支援の充実 3．一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	
5	1．安全で安心できる学校給食の推進 **2．学校給食の基本方針に基づいた給食提供の構築【重点】**	
6	1．郷土の歴史や文化・伝統に関するふるさと学の推進　　2．英語教育の充実	学校教育課 社会教育 第２課
7	1．１人１台の端末を活用した授業改善の推進や情報活用能力の育成 2．インターネット環境を活用した遠隔授業の推進	学校教育課
8	1．幼児教育から義務教育修了までの校種間の円滑な接続のための取組みの充実 **2．小中一貫教育の推進及び施設一体型小中一貫教育推進校の設立【重点】**	
9	1．学校運営協議会の充実　　2．教育コミュニティづくりの推進 3．公民館施設と学校の複合化による教育内容の充実	
10	1．学校施設整備の推進	教育総務課
11	1．教育情報ネットワークシステム等の充実及び運用管理　　**2．学習者用端末等の運用管理【重点】** **3．施設一体型小中一貫教育推進校の施設整備【重点】**　　**4．小中学校体育館における空調整備【重点】** 5．次期学校のあり方の方針の策定	
12	1．市民大学「くろまろ塾」などの生涯学習の推進　　2．生涯学習情報の提供 3．市民交流センター、管理運営体制の検討	社会教育 第１課
13	**1．公民館を中心とした社会教育の推進【重点】** 2．社会教育委員会議及び公民館運営審議会による社会教育の活性化　　**3．公民館と小学校の複合化【重点】**	
14	1．子どもたちや市民の読書活動の推進 **2．課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施【重点】** 3．地域や市民との連携による読書活動の推進	社会教育 第２課
15	1．ＩＣＴを活用した図書館サービスの充実 2．公民館図書室・自動車文庫の資料整備など読書環境の拡充	
16	1．指定文化財の保存・継承の推進 2．埋蔵文化財・未指定文化財の調査の実施 **3．歴史文化遺産の活用の推進【重点】**	社会教育 第２課
17	1．青少年を育む地域での活動の深化　　2．青少年の健全な成長を支援する体制づくり 3．通学路等の安全確保や見守り活動の実施	学校教育課 社会教育 第１課
18	1．家庭教育支援講座や親学習などの学習機会の提供	
19	1．学社連携・融合事業の推進　　2．地域学校協働活動推進事業の実施 3．新・放課後子ども総合プランの推進　　**4．子どもの体験活動機会の充実【重点】**	

目 次

第１部 河内長野市教育推進プランの策定にあたって……p.１

１．策定の趣旨

２．策定の経過

３．教育推進プランの構成

４．計画の進行管理

第２部 教育の目標……p.３

１． ６つの方針に応じた１９の教育の目標

第３部 令和７年度に実施する教育施策……p.11

１．令和７年度の主な取組み

第１部　河内長野市教育推進プランの策定にあたって

１．策定の趣旨

この計画は、市が策定した河内長野市教育大綱に定められた「基本理念」及び６つの方針をもとに、教育委員会で１９の教育の目標を策定し、毎年度の取組みについて定めるものです。

２．策定の経過

平成 27 年４月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しく設置された「総合教育会議」で、市長と教育委員会が協議し、市長は平成 28 年４月に「第１期河内長野市教育大綱」を定めました。

この度、第１期教育大綱の対象期間（平成 28 年度～令和２年度）が終了するにあたり、第１期での成果や課題、新たな課題も踏まえつつ、第２期（令和３年度～令和７年度）の大綱が策定されました。

教育推進プランは、この第２期教育大綱で定められた基本理念、６つの方針をもとに、１９の教育の目標を策定し、毎年度の主な取組みについて定めるものです。

３．教育推進プランの構成

本プランは、第１部「河内長野市教育推進プランの策定にあたって」と第２部「教育の目標」及び第３部「令和７年度に実施する教育施策」の３部で構成するものです。

第２部「教育の目標」は６つの方針に基づく中期的な目標を示すもので、計画期間は令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

また、第３部「令和７年度に実施する教育施策」は、教育推進プランで定めた目標を着実に推進するために、毎年度の実施計画として取り組む施策を示すものであり、計画期間としては１年間で、毎年度見直しを行うものとします。

４．計画の進行管理

本プランで定めた教育の目標を達成するため、教育の実施施策を策定し、計画的かつ効果的に取組みを進めます。

また、その際、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理をおこなうため、毎年「河内長野市の教育の現状」（自己点検評価）を作成し、各実施施策の実施状況を十分に分析し、成果と課題について点検評価を行うとともに、実施施策の取組み内容の見直しを重ねながら効果的な教育の実現をめざします。

［計画の構成と進行管理］

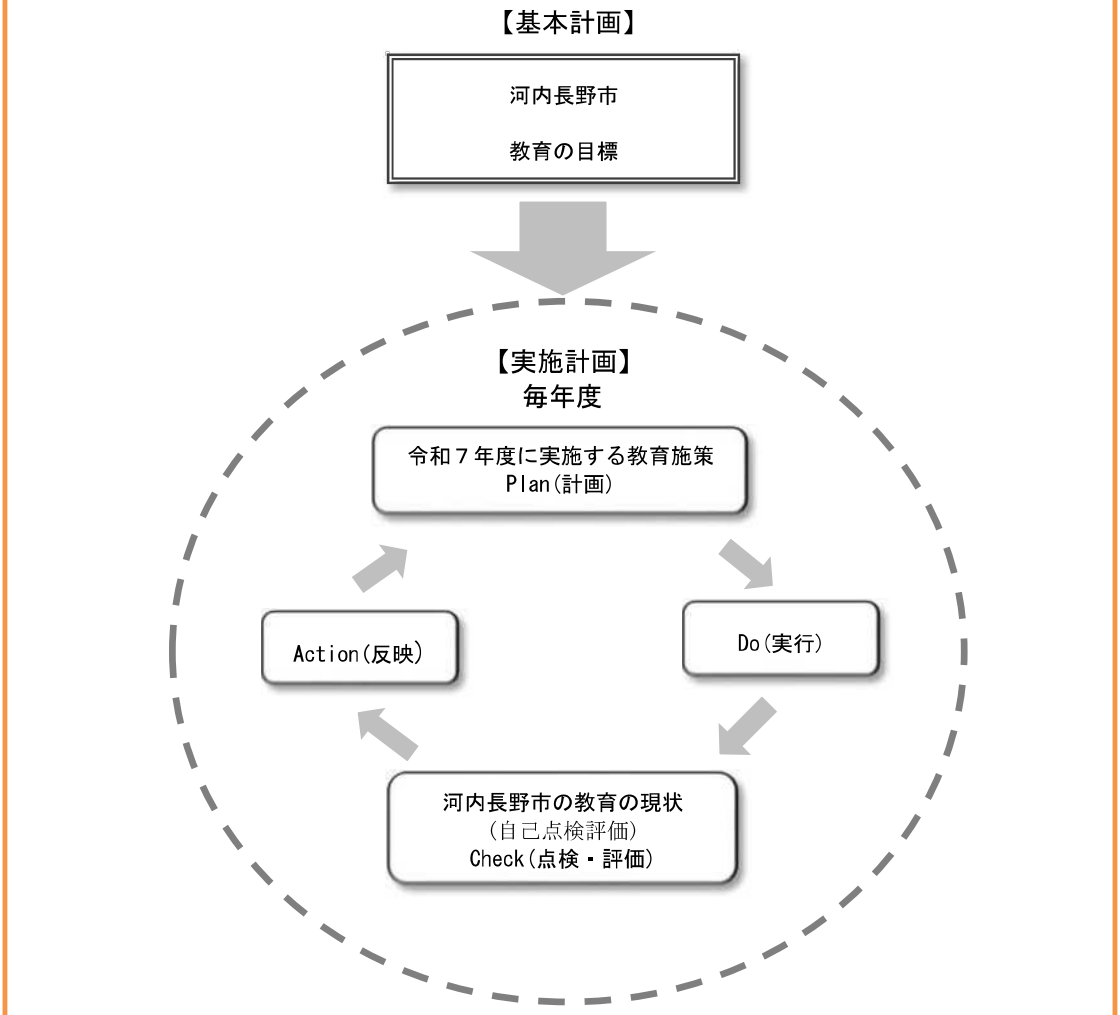
【基本計画】
河内長野市
教育の目標
【実施計画】
毎年度
令和７年度に実施する教育施策
Plan（計画）
Do（実行）
河内長野市の教育の現状
（自己点検評価）
Check（点検・評価）
Action（反映）

第２部　教育の目標

１．教育大綱の６つの方針に応じた１９の目標

６つの方針に基づき、令和３年度から令和７年度の５年間で取り組む目標を１９設定し、その達成に向け取り組みます。

方針Ⅰ

生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに、人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます

目標１　確かな学力の定着（学校教育課）

変化が激しく予測困難な社会において、自ら人生を切り拓き、主体的に課題を解決していくためには、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・表現力・判断力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養等の資質・能力が求められます。

また、学習指導要領の理念を踏まえた次世代の学校教育では、子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に習得させるとともに、一人ひとりの課題に対して適切に対応し、子どもたちが学ぶことの意義を実感しながら主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、質の高い教育を提供するため指導体制を充実させていくことが必要です。

学校の教育目標を社会と共有し、設定した目標の実現をめざして、学校と家庭・地域が連携しながら適切な教育課程を編成し、地域の実情に応じた教育活動を実施します。

目標２　豊かでたくましい人間性を育む教育の充実（学校教育課）

今後、グローバル化がさらに進展する中では、様々な文化や多様な価値観を背景とする人々と対話・協働しながら、物事を多面的・多角的にとらえ、互いを尊重し合いながら生きていく力が必要になります。

子どもたちが、自己の生き方を考え、主体的に判断・行動し、自立した人間として他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「特別の教科　道徳」の授業を要として、学校の教育活動全体

の中で、人・社会・自然と関わる豊かな体験活動を重視し、学校と家庭・地域が一体となる取組みを進めます。

また、いじめや虐待問題が顕在化し性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起しており、子どもたちを取り巻く人権課題は複雑化・多様化しています。

人権課題の解決に向けて、河内長野市人権教育基本方針等に基づき、教職員が人権に対する理解を深め、いじめをはじめとする様々な人権問題に対応できる能力を高める取組みを進めるとともに、すべての子どもたちにとって学校が安心して学ぶことのできる場所となるよう、人権尊重の視点に立ってすべての教育活動を進めます。

目標３　健やかな体づくりの充実（学校教育課）

社会生活全体が便利になり、生活する上で高い運動技能や多くの運動量が必要ではなくなるとともに、子どもたちの外遊びの機会や場所も失われつつあります。また、パソコンやスマートフォン等の普及が、子どもたちの生活習慣にも大きな影響を及ぼし始めています。一方、習い事等で専門的な運動技術を伸長させる子どもも増えており、子どもの体力の二極化が進んでいます。

そのため、学校では、ＩＣＴ機器等の有効活用により、子どもたちが継続的に自身の伸びを記録させ、運動に対する意欲や関心を高めることができるよう、体育・保健体育の授業、運動部活動を中心として学校教育全体で体力の向上に取り組みます。

また、休み時間や学校行事等の機会を活用して全校で体を動かす時間を各校の教育課程に位置付けることにより、児童生徒が楽しんで運動することができるよう、体力向上の取組みを進めます。

目標４　支援教育の充実（学校教育課）

それぞれの子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、充実した学校生活を通じて「生きる力」を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進する必要があります。そのために、これまで本市が取り組んできた、すべての子どもが『ともに学び　ともに育つ』という観点からの学校づくりを継承し、互いの違いを認め合える集団づくりに取り組みます。

また、通常の学級においてもユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業を展開し、支援の必要な子ども一人ひとりの実態や教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、すべての教職員の専門性の向上に努めます。そのために、関係機関等と連携し、就学前から社会参加に至るまで一貫した指導・支援がつながるように取り組みます。

目標５　食に関する指導の充実（学校教育課）

社会環境の変化やライフスタイルの多様化が進み、健全な食生活を実践することが難しい場面が増加しています。子どもたちの食生活の乱れや健康を取り巻く問題が深刻化しており、学校・家庭・地域が連携して、時代を

担う子どもたちの食習慣を形成していく必要があります。こうした現状を踏まえ、「河内長野市食育推進計画」に基づき、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

また、共働き世帯の増加に伴う家事労働が増える等の社会状況の変化に伴い、中学校の全員給食を実施していきます。そのため、本市学校給食における学校給食施設整備の課題を整理するとともに、給食の調理や提供の方法をはじめ、食育指導の内容や学校体制の整備など、様々な課題の解決に向けて、本市の子どもたち、保護者のために最も適した学校給食の提供に取り組みます。

目標６　伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進（学校教育課、社会教育第２課）

知識基盤社会やグローバル化の進展により国際的な相互依存関係がより深まっていく中で、郷土や国で育まれてきた優れた伝統・文化について理解を深めるとともに、国際的視野で他国の文化や習慣を尊重する態度を養う教育を推進する必要があります。

そのため、本市で平成２３年度より取組みを始めた、郷土の歴史や伝統文化に関する学習「ふるさと学」を継続し、日本遺産に認定された貴重な歴史文化遺産を活用した体験的な学習や郷土歴史学習施設等を活用した出前授業の実施により、指導内容の充実に取り組みます。

また、英語教育充実に努め、子どもたちが英語を使う楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上につながる環境を整え、異文化を体験したり、英語を用いた参加体験型の教育プログラムを提供します。

目標７　ICT 環境等を活用した教育の充実（学校教育課）

コンピュータ等の情報技術は、急激な進展を遂げており、人々の日常生活に浸透しています。情報技術は今後も飛躍的に進展していくと考えられ、人々のあらゆる行動によって膨大な情報が蓄積されていくことが予想されます。このような社会において、何が重要な情報かを主体的に考え、見出した情報を他者と協働しながら活用していくための情報活用能力の育成が重要となってきます。

そのため、１人１台学習者用端末のある環境を最大限生かし、児童生徒が主体的に他者と協働しながら学びを進め、自らの思考力や表現力を高めていけるよう、ＩＣＴ活用の弊害も問題視されている面もあることから、授業におけるＩＣＴ機器の新たな有効活用とともに調和のとれた活用について研究を進めます。

また、これまで本市で取組みを進めてきた国際理解教育や遠隔交流の実践を生かし、学校間での遠隔授業の実践や不登校児童生徒の学習保障の充実等の課題の解決に向けて、研究・実践を進めます。

※ ICT : Information and Communication Technology(情報通信技術)の略

目標８　一貫性のある指導体制の構築（学校教育課）

本市で平成 24 年度から取り組んでいる小中一貫教育では、「中学校への不安がなくなった」と感じている児童・保護者の割合や、小中学校教員の相互交流の機会が増加するなどの成果を上げてきました。一方で、いじめや不登校件数が増加しており、複雑化する課題に対して、小中学校の連携強化を図りながら、解決につなげていく必要があります。また、今後の少子化の更なる進行により、児童生徒の社会性や協調性の育成に課題が生じる懸念が出てきています。

そのため、市内全中学校区で展開している小中一貫教育をさらに推進するとともに、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、施設一体型小中一貫教育推進校の設置による有効な取組みを拡大し、小中学校の段差の解消、小規模化による課題を解消できる、魅力ある学校づくりを進めます。

目標９　家庭・地域との協働による学校づくりの推進（学校教育課）

今、子どもの豊かな育ちと学びを創造するために、学校と家庭・地域とがそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合い、子どもたちを育む風土を醸成していくことが求められています。

そのため、「地域とともにある学校づくり」を掲げ、市内全小中学校に設置された家庭・地域との協働による学校運営協議会を有効に機能させ、学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と家庭・地域が協働した取組みを進めます。

目標 10　安全・安心な学校施設の維持・充実（教育総務課）

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たしています。また、災害時には避難所になるとともに、今後は余裕教室などを教育コミュニティの場として活用することなども期待されることから、地域の特性に応じた、子どもたちにとってより良い学校の学校教育のあり方と方策について考えを示した「河内長野市学校のあり方の方針」に基づき取組みを進めます。

一方で、学校施設のほとんどが、建築後４０年を超え、老朽化も進んできています。そのため、児童生徒をはじめ、学校を利用するすべての人々にとって、学校が安全で安心な施設として機能するように、長寿命化および危機管理の充実等の学校施設の維持・充実に取り組みます。

目標 11　学校教育を支える教育環境の維持・充実（教育総務課）

近年の児童生徒を取り巻く社会環境は大きく変化し、児童生徒一人ひとりが、その変化に対応し、高度情報化社会を生き抜く必要な知識や能力を身に着けることが必要です。

そのため、高度情報化社会に対応する ICT 機器や教育委員会と全小中学校を繋ぐ教育情報ネットワークの

安定的な運用などを図り、教育内容の多様化にも対応できる質の高い教育環境の維持・充実に取り組みます。

また、小中一貫教育の推進とともに学校の小規模化や社会性・コミュニケーションの育成等の課題に対応するために、施設一体型小中一貫教育推進校の整備を進めます。

方針Ⅱ

地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます。

目標 12　市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実（社会教育第１課）

市民の生涯学習を推進するため、河内長野市民大学「くろまろ塾」や様々な展示・啓発などを通じて学びの場、機会の提供に取り組んでいます。今後とも、生涯にわたる学びの成果を社会や地域に活かしていくため、学習機会の充実や支援が求められています。また同時に市民公益活動団体・地域活動団体等の既存活動団体との協働による地域力の向上が課題です。

そのため、生涯学習を個人の生きがいや自己実現だけではなく、社会や地域に還元できるよう、まちづくりや行政、団体等との協働を担う人材の育成に取り組みます。

目標 13　社会教育の推進（社会教育第１課）

人口減少、核家族化などによる地域活動の担い手の減少や地域のつながりが希薄化するなど、今日、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化しています。このことから地域の様々な課題解決に向けて、一人ひとりが能動的に行動し協働による地域づくりが可能となる学習が求められてきています。

特に、社会教育を推進する公民館は学びの拠点として、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環を目指し、施設の老朽化・利用者の固定化等の公民館の抱える様々な課題の解決を図りつつ、現代的課題に対応した学習機会を充実していきます。また、学校の小規模化が進む小学校と公民館の複合化を順次進めるとともに、学社融合による学びの場とその内容の充実を図ります。

目標 14　市民の読書活動の推進（社会教育第２課）

読書は、豊かな人間性を育む上で非常に有効であり、継続的な読書活動の推進や、その楽しさを子どもたちに伝えるための持続的な取組みが求められています。このため、「河内長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちをとりまく関係機関や地域との連携を図り、読書環境の醸成に取り組みます。

また、図書館事業計画に基づき、障がい者、高齢者を含めた多様な市民が読書に親しむことができるように図書館への来館が困難な利用者への郵送貸出ほか利用者に対応したサービスの充実を図ります。

資料の収集においては、市民の生活や仕事、地域の課題について利用者自らが解決できるよう、医療・健康・福祉・英語多読ほか時代に即した資料（録音図書や電子書籍なども含む）の整備に取り組みます。さらにこれらを活用して、多様なテーマの資料展示や講座の実施などにより、読書振興を図ります。

また、読書活動推進に寄与するボランティアの活動支援にも取り組み、市民の読書活動を推進します。

目標 15　図書館や公民館図書室の充実（社会教育第２課）

市民の情報収集拠点である図書館として、市民が図書館資料のほかにインターネットを利用した情報入手ができる環境を整備します。図書館内で Wi-Fi 利用環境を提供するとともに、レファレンス（調査相談）サービスを実施することで情報収集の支援を行います。新しい生活様式に対応しつつ、障がいの有無にかかわらず利用しやすい図書館となるよう電子書籍などの利用を推進します。

また、市内全域への図書館サービス提供を推進するため公民館図書室や自動車文庫の活用に努め、図書館遠隔地の市民の利便性を高めます。

方針Ⅲ

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます

目標 16　歴史文化遺産の保存・継承と活用（社会教育第２課）

本市は、全国有数の歴史文化遺産が集中する地域であり、令和元年度に１件、令和２年度に２件の日本遺産の認定を受けました。これらがまちの価値を高める重要な資源となっている一方で、少子高齢化、人口減少が加速している今日の状況は、歴史文化遺産の保存や継承にも大きな影響を与えつつあります。

このような社会情勢を受けて、令和元年度に策定した「河内長野市文化財保存活用地域計画」に基づき、様々な組織、団体や個人と連携しつつより大きな枠組みをもって歴史文化遺産の保存と継承、文化の伝承の充実を図ります。

一方で活用の面では、郷土歴史学習や歴史文化遺産の講演会等を通じて、ふるさと意識の高揚や歴史的景観の啓発を図り、地域に伝わる歴史文化遺産や歴史的コンテンツを様々な市民団体と連携して活用する事により地域づくりを進めます。さらに日本遺産のテーマを基に、本市の歴史的魅力を広く情報発信し観光分野等での活用を推進します。

方針Ⅳ

子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができる、スポーツ環境の向上を図ります。

令和７年度からは、組織機構改革により市長部局（成長戦略局　成長戦略部　文化・スポーツ活性課）所管事業となります。

方針Ⅴ

家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会づくりに取り組みます。

目標 17　青少年の健全な成長を支援する体制づくり（社会教育第１課）

地域での人間関係の希薄化が進む今日の社会では、様々な機会を通じて青少年の健全な成長を支援するため、青少年の健全育成にかかわる市民や団体等と連携し、青少年の積極的な社会参加を促す体制づくりが必要となります。

そのため、青少年指導員や青少年健全育成会をはじめとした青少年の健全育成にかかわる市民や団体等と協働し、青少年を育む地域での体験活動等の充実や若者が自立するための支援策等を実施するとともに、子どもたちの安全・安心を見守る施策に取り組みます。

目標 18　家庭の教育力の向上（社会教育第１課）

近年、核家族化の進展等により、家庭における教育の機会が少なくなってきていると言われています。また、家庭だけでの子育てが大きな負担となっていることから、地域ぐるみで子育てをサポートする市民主体の活動を推進し、更なる地域ぐるみの子育て支援が求められています。

そのため、大阪府教育委員会が作成した子どもの成長とともに親自身が学び、育っていくことを目的とした「親学習プログラム」に基づき、本市独自の体制である「親楽習（おやがくしゅう）」事業を展開していきます。また、保護者をはじめ、地域住民、将来の親世代となる小中学生を対象とした家庭における教育の重要性について理解が深まるよう、学習機会の提供を行います。

また、地域ぐるみの市民主体による取組みとして、子育てを支援する人間関係づくりを醸成します。

目標 19　地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくり（社会教育第１課、学校教育課）

近年、市民の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化などの急激な社会変化によって、学校が様々な課題を抱えるとともに、学校に対して家庭や地域から学校の持つ能力を超える役割を求める声が多く寄せられています。このような状況の中で、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。

そのため、学校教育と社会教育（家庭教育を含む）との学社連携や学社融合の従来からの取組みに加え、学校と公民館の複合化が実施される地域から新たな活動をモデル実施に位置づけて取り組みます。

また、様々な体験活動を提供し、子どもたちの「生きる力」を育むため、地域住民の参加促進を得て、子ども教室等の充実に取り組み、地域の教育コミュニティづくりを推進します。

さらに、市民やボランティア団体、大学等と連携するなどの体制づくりを強化し、子どもたちに様々な体験を提供していきます。

方針Ⅵ

市民一人ひとりが、外国人や外国につながりのある人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推進します。

令和７年度からは、組織機構改革により市長部局（成長戦略局　成長戦略部　文化・スポーツ活性課）所管事業となります。

第３部　令和７年度に実施する教育施策

この令和７年度に実施する教育施策は、６つの方針に位置付けられた１９の目標についての、令和７年度の目標ごとの主な取組みを示すものです。

なお、主な取組みの中でも、特に今年度重点を置いて実施する教育施策を「重点実施施策」として位置付けています。

また、施策ごとに「教育内容（内容）」、「教育体制（体制）」、「教育環境（環境）」の３つに分類し、さらに「新規（新）」、「充実（充）」、「継続（継）」のいずれかに分類しています。

各用語の解説

（●●・新）…新規（新たに始める事業　または　継続事業だが単年度ごとに実施する事業）
（●●・充）…充実（継続事業を、新たな事業を追加等して実施する事業）
（●●・継）…継続（前年度と同内容で実施する事業）

目標１　確かな学力の定着

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．学習指導要領の確実な実施（内容・充）

児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題を解決し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性を育みます。

子どもたちが、学ぶ意義を理解し、意欲を高め、自ら日常の生活や地域・社会等に関する課題を見つけ、解決につなげるために必要となる一連の能力を身に付けることができるよう、社会や地域とつながる探究的な学びを充実させます。

また、児童生徒が目的や意図に応じて文章の内容を的確に読み取る読解力や、場面や状況に応じて考えを伝え合う表現力など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組みを推進します。

特に、図書館資料を活用した調べ学習や読書感想文の取組み、書評合戦など表現力・読解力を育成する学習活動を展開し、言語活動の充実を図ります。

【事業名：国語力向上事業、教職員研修事業、子ども教育支援センター事業】

２．学力向上の取組みの充実と教員の指導力向上（内容・充）

「全国学力・学習状況調査」等の結果から、学校ごとの児童生徒の学力や学習状況を分析し、成果と課題に基づき、各校における短期・中期・長期ごとに取組みを計画して授業等の改善に取り組みます。特に、ICT 機器を有効に活用して、本市の課題である思考力・判断力・表現力の育成のために思考ツール（シンキングツール）を用いた授業実践に取り組みます。

特に、教員の指導力向上にあたっては、各校の学力向上担当者を中心とした校内研究体制を構築し、課題に正対した授業実践を伴った校内研修を組織的に進めます。また、日常的なＯＪＴに加えて計画的な研修の実施等の取組みを推進します。その際、子ども教育支援センター等による指導助言を積極的に行います。

また、ＩＣＴ機器の活用や新たな教材、学習活動を取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた研究に取り組みます。

【事業名：教職員研修事業、子ども教育支援センター事業】

３．読書活動の推進（内容・継）

言語力向上司書職員を全校に配置し、司書教諭やボランティア、市立図書館等と連携し、「河内長野市第４次子ども読書活動推進計画」に基づき、各小中学校において、読書週間の設定や読書ノートを活用した子どもの読書活動の推進を図ります。

【事業名：国語力向上事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市こども計画	R7～R11 年度
第４次子ども読書活動推進計画	R3～R7 年度

目標２　豊かでたくましい人間性を育む教育の充実

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．道徳科を要とした学校・家庭・地域と一体となった道徳教育の充実（内容・継）

人や社会、自然と関わる直接的な体験を通じて、児童生徒が思いやりの心、よりよい人間関係、自己肯定感、規範意識等を醸成することができるよう、道徳科を要として学校・家庭・地域のつながりの中で道徳教育を推進します。

道徳教育推進教師を中心に、児童生徒が道徳的価値の理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、議論することにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行えるような指導方法（問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた指導等）や「考え議論する道徳」への授業づくり、一人ひとりの成長を認め励ます個人内評価のあり方についての研究を学校全体で組織的に進め、道徳教育の充実を図ります。そのため、各学年における指導内容を確実に取り扱えるよう授業時数を確保します。

２．基本的人権の享有を保障する教育の推進（小中一貫した人権教育カリキュラムの充実）（内容・継）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権 3 法及び大阪府人権 3 条例を踏まえ、小中学校において人権教育年間指導計画に基づいた計画的な指導を進めます。

また、人権教育の実施にあたっては、人権及び人権問題に関する児童生徒の正しい理解を深め、部落差別をはじめ、在日外国人、インターネット上の誹謗中傷等に係る人権問題など、様々な人権課題の解決のために、児童生徒の実態や発達段階に応じた人権教育の充実を図ります。

【事業名：教職員研修事業、人権教育推進事業】

３．学校が安心できる居場所となる集団づくり【重点実施施策】（内容・体制・充）

学校が、子どもの人権が尊重され安心して学習できる居場所となるよう、人権に関する様々な学習を推進するとともに、命にかかわる重大な人権侵害事象であるいじめの未然防止に取り組みます。深刻ないじめ問題を発端に、道徳が教科化されたことを踏まえ、いじめについて考え議論する道徳に取り組みます。その際、「いじめ防止基本方針」に基づき、早期発見・対応に努め、子ども同士のつながりを深め、互いの違いを認め合える集団づくりに取り組みます。

また、小中一貫した指導体制を活かして、不登校やいじめ等の課題解決を図るため、中学校区で部落問題等をテーマに据えた人権教育の公開研究授業に取り組み、すべての教職員が人権に対する理解を深め、人権感覚を身に付け、人権教育の指導力を向上します。

【事業名：相談員等派遣・配置事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市人権教育基本方針	R2 年度～
人権施策推進プラン	H28～R7 年度
河内長野市小中一貫教育つながりアップカリキュラム	R3 年度～
河内長野市いじめ防止等基本方針	R1 年度～

目標３　健やかな体づくりの充実

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．子どもたちの体力向上への取組み（内容・継）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や大阪府による小学校３，４学年の体力向上事業の結果分析から、児童生徒の体力や運動能力等の状況を把握し、運動やスポーツの「楽しさ」を実感できる授業づくりに取り組みます。

また、各校での調査結果の分析を踏まえた「体力向上推進計画」を策定し、実態に応じた体力づくりの取組みを進めます。

【事業名：学校保健管理事業(小)、学校保健管理事業(中)】

２．中学校　運動部活動の充実【重点実施施策】（内容・体制・充）

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、生徒の心身のバランスのとれた育成のために活動の充実を図ります。その際、本市部活動ガイドラインに則り、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、各種団体との連携など、運営上の工夫を行います。

また、国の進める休日の部活動の地域連携・地域移行の実施等に向け、学校外の組織や人材との連携・協力を組織し、本市に最もふさわしく、持続可能な部活動の地域連携・地域移行の体制の構築を図ります。

【事業名：クラブ活動充実事業、生徒・進路指導充実事業】

３．安全で安心な学びの場づくり（内容・体制・継）

子どもたちが安全に安心して学ぶことができるよう、自然災害や事件・事故に遭わないための防災・防犯教育、感染症に係る正しい知識・理解を深める学習や不安・ストレスに対するサポート、児童虐待を見逃さないための教職員研修等の一層の充実を図ります。

また、あらゆる教育活動を通じて、相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、命を大切にする教育や自尊感情を育てる教育を計画的に進めます。

【事業名：子ども安全対策事業、学校保健管理事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第４次保健計画	R1～R8 年度

目標４　支援教育の充実

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．「ともに学び　ともに育つ」教育の推進（内容・継）

すべての子どもが、『ともに学び　ともに育つ』という観点から、それぞれの子どもが、充実した学校生活を過ごし、生きる力を身に付けていくことができるよう、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを推進します。そのために、「ユニバーサルデザインによるわかる授業づくり」と「互いの違いを認め合える集団づくり」に取り組みます。

【事業名：教職員研修事業、人権教育推進事業】

２．一貫した支援のための就学相談、支援の充実（内容・継）

乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制を実現するために、教職員や保護者に対し、支援教育に関する相談を実施するとともに、サポートブックはーと（※）を活用した「個別の教育支援計画」を作成し、関係課や関係機関等とのより一層の連携の推進を図ります。

市教育支援委員会を中心に、各園及び他課、関係機関等との連携を図りながら、配慮の必要な幼児や障がいのある幼児の適切な就学先の決定に向けた取組みの充実を図ります。

※　サポートブックはーと：連続した支援を実現するための情報の共有を目的としたファイル。

【事業名：相談員等派遣・配置事業、教育相談センター事業】

３．一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実（内容・充）

発達障がいを含む障がいのあるすべての子ども一人ひとりについて、障がいの状態や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見等を踏まえた総合的な観点から、学びの場の判断を進めます。また、自立活動を取り入れた個に応じた特別の教育課程を適切に編成し、確実な実施により指導の充実を図ります。

特に、教員と福祉や医療、心理分野等の専門職との連携を充実し、様々な要因により配慮を必要とする子どもたちのつまずきや生きづらさに寄り添い、支援することのできるしくみづくりについて実践・研究を進めます。

大学等と連携した教職員の実践力・指導力を高める研修を実施し、専門性の向上を図り、「個別の指導計画」に基づいたきめ細やかな支援教育の充実に取り組みます。また、支援学級や通級指導教室において、適切な指導・支援が行われるよう、教職員の専門性向上を図ります。

【事業名：支援教育推進事業（小）、支援教育推進事業（中）】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市こども計画	R7～R11 年度
河内長野市人権教育基本方針	R2 年度～
人権施策推進プラン	H28～R7 年度
河内長野市学校園に属する職員に係る障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	R3 年度～

目標５　食に関する指導の充実

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．安全で安心できる学校給食の推進（内容・継）

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、献立委員会で毎月の献立を検討し、旬の食材を使い、伝統行事食を盛り込むなど、季節感のある栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供します。

また、安全・安心な学校給食の提供のため、物資購入委員会で食材の品質等を検討し選定するとともに、各学校の配膳室、学校給食センターの安全管理並びに衛生管理の徹底を図ります。

河内長野市第４次保健計画をふまえ、保護者と連携しながら、子どもの発達段階に応じて、生涯を通じた健全な食生活の実践や健康の増進、食文化の継承をめざします。

また、レシピ集を活用した子どもによるお弁当づくりの取組み等を進め、栄養教諭と連携した食育授業の充実を図ります。

【事業名：学校給食推進事業】

２．学校給食の基本方針に基づいた給食提供の構築【重点実施施策】（内容・継）

社会情勢や共働き世帯の増加等の労働環境の変化などに伴い、家事労働の負担軽減のために学校給食の必要性が高まっています。これらのことから、小学校に加えて中学校における全員給食を実施するとともに、学校給食センター設備の老朽化対策などの課題を解決するため、旧赤峰市民広場エリアに新たな学校給食センターの整備を行います。

新学校給食センターの整備については民間活力導入手法の一つである、設計・建設・運営・維持管理などを包括的に行うＤＢＯ方式（Design Build Operate 方式）を採用し、令和９年１月の運営開始並びに中学校全員給食開始を目指して取り組みます。

また、各中学校においては、全員給食の受け入れに対応するため配膳室の整備を行います。

【事業名：学校給食推進事業、学校給食施設整備事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第４次保健計画	R1～R8 年度

目標６　伝統･文化や英語教育等の特色ある教育の推進

学校教育課･社会教育第２課

【令和７年度の主な取組み】

１．郷土の歴史や文化･伝統に関するふるさと学の推進（内容･継）

児童生徒が故郷を愛し、誇りに思い、語れることをねらいとして、オリジナルの副読本を活用した「ふるさと学」に取り組み、郷土の歴史や文化、伝統をはじめ、日本遺産認定の背景も含めた河内長野に関する学習の充実に取り組みます。学習の展開にあたっては、本市の地域に点在する多くの歴史文化遺産を活用し、学芸員等による出前授業、滝畑ふるさと文化財の森センターやふるさと歴史学習館等の郷土歴史学習施設の積極的な利用を図ります。

また、コンクール等を実施し、ふるさと河内長野に愛着を持ち、ふるさとの良さを発信できる児童生徒を育成します。

【事業名：教科用図書給与事業、歴史遺産活用事業】

2．英語教育の充実（内容･充）

小学校において、外国語科（５、６年生）、外国語活動（３、４年生）とともに、小学校１、２年生において教育課程特例校制度による英語活動を実施します。その際、全校に配置しているＮＥＴ（※）等を活用し、英語教育の充実及び、小学校教員の英語力と授業力の向上に取り組みます。特に、小学校３年生において、ＮＥＴを活用して、英語で表現する機会の充実を図り、主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に取り組みます。

また、中学校において、英語学習ツール(BASE in OSAKA)の活用や大阪府作成の教材（STEPS in OSAKA）により、基礎的な技能の定着を図るとともに、３年生を対象に公費補助による英検受験を推奨し、中学校卒業時に英検３級程度の英語力を身に付けさせることができるよう取組みを進めます。

※NET：Native English Teacher（英語指導支援員）の略

【事業名：英語教育推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第２期文化振興計画	H28～R7 年度
河内長野市文化財保存活用地域計画	R 元～R7 年度

目標７　ICT 環境等を活用した教育の充実

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．１人１台の端末を活用した授業改善の推進や情報活用能力の育成（内容・継）

子どもたち一人ひとりの資質・能力を一層確実に育成するため、これまでの教育実践の蓄積を生かしながら、１人１台学習者用端末を有効活用し、思考力を育成するための授業改善の推進、主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の向上をめざします。

また、小中学校において、論理的思考力や創造性、問題解決能力を育むプログラミング教育について、ロボット教材等を活用した体験的な学習を進めます。

【事業名：情報教育推進事業】

２．インターネット環境を活用した遠隔授業の推進（内容・継）

学校間の授業や行事での交流、不登校児童生徒の学習支援等のために、インターネット環境や１人１台学習者用端末を活用した遠隔授業等についての取組みを進めます。

また、JICA 等との連携や、ICT を活用した国際理解教育においては、授業で培った英語力を積極的に活用する態度を身につけたり、自国や外国の歴史・文化等を深く理解し、多様なものの見方などを身に付けることができるよう、子どもたちが自ら課題を見つけ、交流や探究を行ったり、子どもたちの主体的な活動への参加が促されるよう取組みを進めます。

【事業名：情報教育推進事業、子ども教育支援センター事業】

目標８　一貫性のある指導体制の構築

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．幼児教育から義務教育修了までの校種間の円滑な接続のための取組みの充実（内容・継）

小中一貫した授業スタンダードを確立し、ユニバーサルデザインの観点を踏まえたわかる授業づくり（授業の構造化、ＩＣＴ機器を有効活用した教材の視覚化など）に取り組みます。

また、中学校区単位で、児童生徒が、授業の中で意見を出し合い考え議論する場面を取り入れ、ともに学び合う学習集団づくりの研究を進めます。

市公私立保幼こ小連絡会を中心に幼児教育の連携・交流の充実を図り、国の「幼保小の架け橋プログラム」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿」を踏まえ、基本的生活習慣を身に付けたり、コミュニケーション能力や自己肯定感、規範意識等の非認知能力を育成する取組みを推進します。

【事業名：小中一貫教育推進事業】

２．小中一貫教育の推進及び施設一体型小中一貫教育推進校の設立【重点実施施策】（体制・継）

これまで進めてきた本市の小中一貫教育の蓄積を生かし、学校規模に応じたメリットを最大限発揮できるよう、学校区ごとの実情に応じた小中一貫の教育活動を進めます。特に、南花台中学校区において、施設一体型のメリットを最大限に活かした教育活動に取り組みます。

また、小規模化する学校の活性化や教育内容の充実に向けて、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、美加の台中学校区の施設一体型小中一貫教育推進校の設立に向けて、大学等とも連携しながら学校の指導体制の構築や小中合同による効果的な教育活動の研究を進めます。

【事業名：小中一貫教育推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市幼児教育推進指針	H28 年度～
河内長野市こども計画	R7～R11 年度
河内長野市小中一貫教育つながりアップカリキュラム	R3 年度～
河内長野市学校のあり方の方針	R1～R7 年度

目標９　家庭・地域との協働による学校づくりの推進

学校教育課

【令和７年度の主な取組み】

１．学校運営協議会の充実（体制・継）

市立全小中学校で実施している学校運営協議会の機能を活かして、各学校において学力向上や体験活動、不登校など、各学校の教育課題を、教職員と地域の方々が共有し、課題解決に向けて、教育活動の質的向上を図れるよう取り組みます。

【事業名：学校運営協議会事業】

２．教育コミュニティづくりの推進（体制・継）

地域、家庭、学校のそれぞれの教育における役割と責任を明確にし、互いに補完し合いながら地域総ぐるみで子どもを育てる土壌づくりを推進します。

【事業名：学校運営協議会事業、学校支援サポート事業、地域学校協働活動推進事業】

３．公民館施設と学校の複合化による教育内容の充実（体制・継）

学校の小規模化により、社会性やコミュニケーション能力を育成する教育活動への制約や集団の中で多様な価値観に触れる機会の減少などのデメリットを解消するため、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、引き続き学校と公民館の施設の複合化に向けた検討を進めます。

特に、加賀田小学校においては、複合化のメリットを生かして、児童と公民館施設に集う方々との交流を通して、多様な学習機会を創出するとともに、子どもの社会性の向上を図ります。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市こども計画	R7～R11 年度

目標 10　安全･安心な学校施設の維持･充実

教育総務課

【令和７年度の主な取組み】

１．学校施設整備の推進（環境･継）

① 学校施設のトイレを洋式化･乾式化整備することにより、快適で清潔感のある良好なトイレ環境の確保を図ります。令和７年度は、三日市小学校、千代田中学校のトイレを洋式化し、また校舎躯体に影響が及ばぬよう、長寿命化の観点を踏まえ、乾式化工事を実施します。
【事業名：学校施設･設備整備事業（小）（中）】

② 令和 7 年度は、建築基準法に基づく特殊建築物である小中学校の敷地、構造及び建築設備の定期調査･報告を実施し、施設の安全性の確認を行います。
【事業名：学校施設管理事業（小）（中）】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市学校施設長寿命化計画	R3～R22 年度
河内長野市都市計画マスタープラン	H28～R7 年度

目標 11　学校教育を支える教育環境の維持・充実

教育総務課

【令和７年度の主な取組み】

１．教育情報ネットワークシステム等の充実及び運用管理（環境・継）

市教育委員会と市立小中学校２０校を結ぶ教育情報ネットワークシステムの安定的な運用管理を行います。

【事業名：教育情報化推進事業（小）(中）】

２．学習者用端末等の運用管理【重点実施施策】（環境・継）

児童生徒１人１台の学習者用端末等について、安定的な運用管理を行います。また、学習者用端末の全台一括更新を令和７年度に行います。

【事業名：教育情報化推進事業（小）(中）】

３．施設一体型小中一貫教育推進校の施設整備【重点実施施策】（環境・充）

美加の台地区において、学校の小規模化や社会性・コミュニケーションの育成等の課題に対応するため、美加の台小学校と美加の台中学校を施設一体型小中一貫教育推進校として整備する取組みを進めます。

【事業名：学校施設・設備整備事業（小）（中）】

４．小中学校体育館における空調設備整備【重点実施施策】（環境・継）

昨今の夏の暑さに対する熱中症対策として、児童・生徒の健康と快適な学習環境の提供に向けた取り組みを進めていくため、小中学校の体育館において空調設備の整備を進めます。

【事業名：学校施設・設備整備事業（小）（中）】

５．次期学校のあり方の方針の策定（環境・新）

児童生徒の減少による更なる学校の小規模化の進行が、学校の教育活動に対し様々な影響を及ぼすことが懸念されるため、現在の本市教育の課題に対応した学校のあり方の方針の検討を進めます。

【事業名：教育委員会管理事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市学校のあり方の方針	R1～R7 年度

目標 12　市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実

社会教育第１課

【令和７年度の主な取組み】

１．市民大学「くろまろ塾」などの生涯学習の推進（内容・継）

市民大学「くろまろ塾」などの生涯学習の推進に努め、市民が学びを通じて地域社会へ貢献し、まちづくりへ参画する生涯学習社会のために、様々な講座等を実施します。

【事業名：市民交流センター管理運営事業】

２．生涯学習情報の提供（内容・継）

市ホームページや SNS などを通じて、広く生涯学習情報の発信を図り、市民一人ひとりが希望する生涯学習情報を得ることのできる環境を整えます。

【事業名：市民交流センター管理運営事業】

３．市民交流センター機能、管理運営体制の検討（内容・継）

市民交流センターは、社会教育関係機能（図書館、青少年センター）と国際交流センター機能等を中心に、生涯学習の拠点として整理を図りながら、行政課題や歴史遺産による活用、青少年の居場所など、多くの市民にとって親しみやすい施設となるよう活用を図っていきます。

なお、今後も効率的・効果的な活用を図るために、引き続き施設の機能や管理運営体制の検討を行っていきます。

【事業名：市民交流センター管理運営事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市文化財保存活用計画	H30～R7 年度
河内長野市第２期文化振興計画	H28～R7 年度

目標 13　社会教育の推進

社会教育第１課

【令和７年度の主な取組み】

１．公民館を中心とした社会教育の推進【重点実施施策】（内容・充）

社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けて以下のとおり取り組みます。

① 学びへの参加のきっかけづくりの推進
② 様々な団体や機関との連携・協働の推進
③ 多様な人材の幅広い活躍の促進
④ 今後の社会教育を推進するための仕組みづくり

公民館は、今後求められる役割を踏まえ、地域における学びの拠点としての機能を果たしていきます。

【事業名：公民館管理運営事業】

２．社会教育委員会議及び公民館運営審議会による社会教育の活性化（体制・継）

持続可能な社会のための課題や、市民の学習ニーズを踏まえ、社会教育施設や団体などと協力しながら、社会教育事業や活動はどうあるべきかを審議し、方向性を見出していくことで社会教育を活性化します。

【事業名：社会教育委員会議事業】

３．公民館と小学校の複合化【重点実施施策】（環境・充）

「河内長野市公共施設個別施設計画」や「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、公民館と小学校の複合化を進めていきます。

また、複合化により、学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれ、条件が整っている加賀田公民館と加賀田小学校を複合化のモデルケースとして整備を進めます。

さらに、次に複合化を進める公民館について、実施に向けた検討・準備を進めます。

【事業名：公民館管理運営事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市文化財保存活用計画	H30～R7 年度
河内長野市第４次地域福祉計画	R3～R7 年度
河内長野市第４次保健計画	R1～R8 年度

目標 14　市民の読書活動の推進

社会教育第２課

【令和７年度の主な取組み】

１．子どもたちや市民の読書活動の推進（内容・継）

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、保健センター、「あいっく」や放課後児童会など、子どもの読書環境に関わる各機関やボランティアと連携しながら、子どもたちに読書の楽しみを伝える環境づくりをより一層推進します。

また、図書館事業計画に基づき障がい者、高齢者を含めた多様な市民が読書に親しむことができるように、図書館へ来館が困難な利用者への郵送貸出ほか利用者に対応したサービスの充実に努めます。

「子ども読書活動推進計画」は令和７年度に計画期間が満了することから、令和７年度中に改定します。

【事業名：読書振興事業、図書館管理運営事業】

２．課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施【重点実施施策】（内容・充）

市民が直面する日常の課題の解決に向け、医療・健康・福祉・英語多読などに関する時代に即した資料（録音図書や電子書籍なども含む）の充実、こもれび広場の活用などに取り組みます。

また、所蔵する郷土歴史資料の撮影作業を実施するとともに、デジタルアーカイブを利用して古絵図の活用を進めるほか、多様な切り口による図書館資料の展示や講座の開催などにより、読書振興を図ります。

ＳＤＧｓの目標で分類した市民公益活動などに関するチラシを提供し、図書館の高齢者サービスや地域資料サービスの充実を図ります。また除籍した資料の一部は市内の公共施設等でのリサイクル本として活用し、読書振興を図ります。

【事業名：読書振興事業、図書館内サービス事業】

３．地域や市民との連携による読書活動の推進（体制・継）

図書館と協働して地域や学校での読書活動の推進を担う人材を支援するためにボランティア講座を開催するほか、図書館の各種事業に関連するボランティア活動を支援します。図書館の各種事業の実施においては、おはなし会、さわる絵本の制作、対面朗読、代読、図書の音訳や点訳、まちかどカフェなどのボランティアと連携し、読書活動を推進します。

【事業名：読書振興事業、図書館ボランティア活動推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市立図書館基本計画	H7 年度～
河内長野市第４次子ども読書活動推進計画	R3～R7 年度
河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針	R6 年度～
河内長野市第４次地域福祉計画	R3～R7 年度
人権施策推進プラン	H28～R7 年度
河内長野市こども計画	R7～R11 年度

目標 15　図書館や公民館図書室の充実

社会教育第２課

【令和７年度の主な取組み】

１．ＩＣＴを活用した図書館サービスの充実（環境・充）

市民の情報収集拠点である図書館として、市民が図書館資料のほかにインターネットを利用した情報入手ができる環境を整備します。図書館内で Wi-Fi 利用環境を提供するとともに、レファレンス（調査相談）サービスを実施することで情報収集の支援を行います。電子書籍などの利用を推進するとともに、市立小中学校に在籍する小学４～６年生、中学１～３年生及び教職員に電子書籍の利用者ＩＤを配付、また市内高等学校等にも利用希望を調整のうえ利用者 ID を配付し、児童生徒の読書機会の充実を図ります。

また、図書館ホームページの充実により、図書館に来館しなくても資料を探すことができる非来館型図書館サービスの向上や、利用者カードのバーコードをスマートフォンで表示する機能の周知、利用者カードと交通系ＩＣカードの連携による利便性の向上、ロゴフォームを利用したインターネットを通じて利用者カードの申し込みができるサービスの周知にも取り組みます。

【事業名：図書館内サービス事業、図書館管理運営事業】

２．公民館図書室・自動車文庫の資料整備など読書環境の拡充（環境・継）

公民館図書室や自動車文庫でのスムーズな図書及び資料情報の提供に努め、図書館遠隔地の市民の利便性を高めます。また、学校施設と公民館の複合化に合わせ、当該公民館の図書室のシステムや蔵書について検討します。

【事業名：公民館ネットワーク事業、自動車文庫事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市立図書館基本計画	H7 年度～
河内長野市第４次子ども読書活動推進計画	R3～R7 年度
河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針	R6 年度～
河内長野市第４次地域福祉計画	R3～R7 年度
人権施策推進プラン	H28～R7 年度

目標 16　歴史文化遺産の保存・継承と活用

社会教育第２課

【令和７年度の主な取組み】

１．指定文化財の保存・継承の推進（内容・充）

市内の指定文化財の保存・継承を推進します。文化財所有者が実施する文化財保存修理事業（金剛寺築地塀、観心寺地蔵菩薩立像、烏帽子形八幡神社本殿防災設備等）への補助や指導等の支援を実施するとともに施設管理・防災設備保守点検事業などについても同様の支援を行います。

【事業名：指定文化財保存事業】

２．埋蔵文化財・未指定文化財の調査の実施（内容・充）

開発事業や個人住宅の建設等の際、敷地内の埋蔵文化財の発掘調査を行います。特に高向・上原地区で行われる土地区画整理事業に関し、埋蔵文化財の調査を実施します。

また、未指定の歴史文化遺産や複数の歴史文化遺産の相互関係について調査を実施し、必要に応じて保存措置の検討を行います。無形民俗文化財については、全市域を対象として、祭礼をはじめとする伝統行事や習俗の実施状況の調査を行います。

【事業名：埋蔵文化財発掘調査事業、文化財保護審議会事業】

３．歴史文化遺産の活用の推進【重点実施施策】（内容・充）

① 教育分野での活用

市内の小中学校、高等学校で行う郷土歴史学習、歴史文化遺産をテーマとする講演会・展示会を市民対象に実施します。また、河内長野市文化財保存活用地域計画を踏まえて地域住民やボランティアと協働で歴史文化遺産を幅広く活用することで、ふるさと意識の高揚を図ります。

さらに、社会教育の観点から、地域に伝わる祭礼・伝統行事・習俗等をまとめた本市独自の『歳時記』の作成を引き続き行います。『歳時記』は図書館、郷土歴史学習、放課後子ども教室や公民館講座等で活用することで、古いしきたりや行事から引き継がれてきた先人の知恵を学ぶとともに、これからの社会に適応し貢献できる力を培います。

また、文化財をライトアップすることによって、乳がん検診を勧奨するなど、健康増進に向けた啓発等、他部局と連携した取組みを進めます。

② 観光分野での活用

日本遺産関連イベントや万博等での展示ブースの出展や、市内外で講演会等を開催するほか、ホームページなどを活用して市内の歴史文化遺産の魅力を全国へ向けて発信します。

③ 景観分野での活用

地域の歴史的景観の特色に関する普及啓発事業等を実施し、住環境の魅力向上につなげます。

④ 地域づくり分野での活用

地域まちづくり協議会や自治会と連携し、地域住民が地域に伝わる歴史文化遺産の魅力を再発見することなどを通じて地域社会の活性化と住民の主体的なまちづくりを支援します。

【事業名：歴史遺産活用事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市歴史文化基本構想	H28 年度～
河内長野市文化財保存活用地域計画	R1～R7 年度

目標 17　青少年の健全な成長を支援する体制づくり

社会教育第１課

【令和７年度の主な取組み】

１．青少年を育む地域での活動の深化（体制・継）

青少年指導員や青少年健全育成会、地域の子ども会等とともに、青少年を育む地域での活動を深化させ、地域や学校とも連携し、体験活動をはじめとする様々な青少年育成事業を実施します。

【事業名：青少年健全育成事業】

２．青少年の健全な成長を支援する体制づくり（体制・継）

若者が、自ら考え、自ら判断し、行動できる大人として、社会で活躍できるよう、青少年指導員と連携し、体験活動等を通じて社会参画を促す体制づくりを目指します。

また、ひきこもりに悩む青少年やその家族に対して、相談窓口を紹介するほか、農業や工作体験等による社会参加のきっかけとなる居場所づくりを行います。

【事業名：青少年社会参画推進事業、子ども若者育成支援推進事業】

３．通学路等の安全確保や見守り活動の実施（体制・継）

市内１３小学校の通学路を中心に青色回転灯付きパトロール車両を巡回させ、児童の安全確保を図ります。

【事業名：子ども見守りパトロール事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市こども計画	R7～R11 年度
河内長野市第２期文化振興計画	H28～R7 年度
人権施策推進プラン	H28～R7 年度

教育大綱　方針Ⅴ

目標 18　家庭の教育力の向上

社会教育第１課

【令和７年度の主な取組み】

１．家庭教育支援講座や親学習などの学習機会の提供（体制・継）

各小中学校等の協力を得て、家庭教育支援講座の充実を図ります。

また、保護者や小中学生を対象とした「親楽習」講座を実施し、家庭における教育の重要性について理解が深まるよう、学習機会の提供を行います。

【事業名：家庭教育・子育て支援事業、ＰＴＡ活動支援事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市こども計画	R7～R11 年度
人権施策推進プラン	H28～R7 年度

目標 19　地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくり

学校教育課・社会教育第１課

【令和７年度の主な取組み】

１．学社連携・融合事業の推進（体制・継）

学校教育において、社会教育と連携した教育活動が推進できるよう、各種の教育課程に事業を組み入れ、社会教育活動を展開する団体等と学校とのコーディネートを行っていきます。

また、学校と公民館との複合化が予定されている地区において、複合化後の活動のより具体的方法について検討し、実施していきます。

【事業名：開かれた学校推進事業、土曜学習事業、公民館管理運営事業】

２．地域学校協働活動推進事業の実施（体制・継）

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校の施設を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を企画します。

また、学校と公民館との複合化にあわせた地域学校協働活動等の体制づくりを進めます。

【事業名：開かれた学校推進事業】

３．新・放課後子ども総合プランの推進（内容・継）

様々な体験活動を提供し、子どもたちの「生きる力」を育むため、社会教育施設や余裕教室等を利用し、地域住民の参画も得て、安全で安心できる子ども教室を実施します。

【事業名：放課後子ども教室事業】

４．子どもの体験活動機会の充実【重点実施施策】（体制・充）

学校の週休日などに様々な体験活動を通じて、子どもたちが技術や知識とともに、ものの考え方や生活習慣などを学ぶ機会を提供していきます。また、関係各課と連携して、実施手法を研究・検討しながら英語での日常体験や科学講座などの活動の充実を図っていきます。

さらに、地域の伝統文化の継承について、地域住民と子どもが交流しながら体験する取組みを進めます。

【事業名：土曜学習事業、放課後子ども教室事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第４次地域福祉計画	R3～R7 年度
河内長野市こども計画	R7～R11 年度